

# 新型インフルエンザ対応総合訓練実施結果概要

## 【背景】

我が国では、新型インフルエンザの発生に備え、平成 17 年 11 月に、「新型インフルエンザ対策行動計画」をとりまとめ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄やワクチンの開発等の準備を進めている。

また、平成 18 年 9 月には新型インフルエンザ発生を想定した関係省庁間の机上訓練を実施し、訓練の有用性が確認されるとともに、新型インフルエンザ発生時のガイドラインの充実や地方公共団体も参加した訓練の必要性が認識された。その後、厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議において、新型インフルエンザ発生時の具体的な対応に関するガイドライン案が示されたことを踏まえ、さらなる対策の推進を図る目的で、平成 19 年 2 月 5 日に、内閣官房長官を訓練統裁官とし、厚生労働大臣を副統裁官とした新型インフルエンザ総合訓練が実施された。なお、本訓練には、地方公共団体を代表して徳島県が参加し、患者の搬送や発生時の調査等に関する実動訓練も実施された。

## 【実施目的】

1. 関係省庁間及び関係省庁と地方公共団体間との連絡・情報共有体制及び意思決定過程の確認。
2. 関係省庁及び地方公共団体担当者の対応能力の向上。
3. 対応手順や施策内容の確認及びそれらの関係者への周知。

## 【訓練の範囲】

新型インフルエンザ発生時に想定される具体的な事態に対処するための施策内容を確認する机上訓練を行うとともに、徳島県においては、患者の搬送や発生時の調査等の実動訓練を実施した。

今回の訓練においては早期対応に重点を置くこととし、新型インフルエンザ発生の初期の段階、すなわち、行動計画におけるフェーズ 4 及び 5(ヒトからヒトへの感染集団が限られている状況)の範囲における状況を想定した。

## 【訓練の参加者】

政府レベルとして関係各省庁(鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の構成員である 20 府省庁)が、地方公共団体として徳島県が参加し、実動訓練に際しては徳島県下の医療機関及び消防機関が参加し、香川県及び高知県が協力参加した。

## 【訓練の結果】

関係省庁の新型インフルエンザ対策に係る訓練に、地方公共団体が参加するのは今回が初めてとなったが、机上訓練及び実動訓練ともに特段の混乱なく終了した。机上訓練及び実動訓練の状況については以下のとおり。

### 1. 机上訓練

実施された総合訓練では、状況の進展によってシナリオは7つに分けており、それぞれのシナリオに応じた訓練課題が、内閣官房より訓練参加者に対してほぼ1時間おきに送付された。回答はおおむね規定時間内(2時間)に返信された。また、訓練中に、鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議幹事会を2回開催し、各府省庁等の対応状況に関する意見交換を行った。(シナリオ、課題及び回答については添付資料1参照)

### 2. 実動訓練

徳島県では、送付されるシナリオに合わせて対策本部の設置、患者の搬送、指定医療機関での診療、患者家族等への積極的疫学調査及び発熱外来の設置について実動訓練を実施し、発生時の対応の検討・確認がなされた。また、厚生労働省、国立感染症研究所及び徳島県を繋いだビデオ会議も実施された。

訓練の様子は衛星回線で随時地方自治体に配信されるとともに、研修参加した者及び報道機関に公開された。研修参加したのは、中央府省庁が4名、都道府県及び政令市が29カ所(42名)、徳島県下の市町村が6カ所(7名)、消防機関及び医療関係者等が32名であった。(参加者に実施したアンケートの結果は添付資料2参照)

## 【今後の対応】

訓練課題に対応した各府省庁及び徳島県においては、今回の訓練における回答及び対応について検証するとともに、必要に応じて専門家の意見を聴取し、新型インフルエンザ発生時にとるべき対応について一層の検討を行うとともに、現在厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議において検討中のガイドライン案についても、今回の訓練の結果を反映し、さらなる新型インフルエンザ対策推進を図ることとする。

なお、今回の訓練は新型インフルエンザ発生初期の対応に重点を置き、地域を限定した訓練を実施したが、今後異なる発生状況を想定するなど、さらに必要な訓練も視野に入れ、関係省庁及び自治体において発生時に適切な対応が迅速に講じられるよう、引き続き対策の推進を図ることとする。

資料1

これは訓練です。  
実際のことではありません。

## 新型インフルエンザ対応総合訓練

### シナリオ

日本時間	出来事
2006年 12月～ 2007年1月	<p>【海外】</p> <p>エックス国では日本を始めとする諸外国からの資金・技術援助にも関わらず、家きんにおける H5N1 鳥インフルエンザがまん延しており、収束の見込みが見えてこなかった。</p> <p>そのような中、エックス国首都のエム市のN地区では、養鶏農家の男性が風邪様症状を発症した。男性は発症後数日たっても症状が回復せず、高熱と徐々に増悪する咳を主訴として救急外来を受診し、緊急入院となった。男性は重症の肺炎と診断され、呼吸管理、抗生剤治療が行われるも、入院の翌日に死亡した。</p> <p>その後、世界保健機関（WHO）において患者から分離したウイルスを確定診断した結果、インフルエンザウイルス（H5N1）が確認され、男性の夫人や同地区の住民、診療に携わった医療関係者でも同様の肺炎症状が認められた。</p> <p>エックス国政府はインフルエンザ（H5N1）のヒト-ヒト感染を疑い、WHOに専門家の派遣を要請した。この間にも同様の症状を呈する患者の数は増え続けていた。</p>
2月5日	<p>【海外】</p> <p>エックス国エム市ではインフルエンザ（H5N1）患者が9名確定し、その他検査中の患者が15名いた。患者の年齢層に偏りは見られなかった。</p> <p>エックス国に派遣されたウイルス学や疫学の専門家を中心とした国際チームの調査では、疫学調査の結果、人から人への感染が広がっている可能性が高く、また分離されたウイルスの遺伝子解析の結果、ヒト-ヒト感染が容易となるような変異が認</p>

	<p>められたことが確認された。</p> <p>この結果を受け、WHOはエックス国のエム市において新型インフルエンザが発生していると判断し、パンデミック警戒フェーズを4に上げ、エックス国への渡航自粛勧告を出した。</p> <p>【国内】</p> <p>厚生労働省は、直ちにフェーズ4を宣言し、内閣官房に情報提供を行った。内閣官房では鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を緊急招集し、発生状況及び各省の対応について確認した。</p>
--	--

#### 【付随する出来事】

WHOがパンデミック警戒フェーズを4に上げる前

- ・ エックス国においてインフルエンザ(H5N1)のヒト-ヒト感染が起きている可能性が高いという情報は世界中を駆けめぐり、報道機関は詳細な情報を求めて厚生労働省に問い合わせた。

WHOがパンデミック警戒フェーズを4に上げた後

- ・ アイ国は新型インフルエンザ発生を受けて、エックス国との国境を封鎖した。また、ジェイ国では在エックス国大使館において、ビザ申請者に対する体温測定を開始した。
- ・ エックス国に支店を置く企業では、駐在する社員及びその家族の帰国の検討を始めた。
- ・ エックス国への旅行が相次いでキャンセルされるなど、旅行業界を含む関連企業に大きな衝撃が走った。

#### エックス国の基礎情報

人口；約2億人

主要産業；農業(米、ゴム、ココナツ、カカオ等の生産) 鉱業(石油、銅などの採掘) 畜産業(養鶏)

日本との関係；日本は最大の輸出先であり、在留邦人は約1万人。

日本に帰国又は入国する者は年間約50万人。

現在の状況

首都(エム市)のN地区において新型インフルエンザの初発例が確認されており、世界保健機関(WHO)及び国連(UN)の合同チームによる早期封じ込めが実施されたが、感染は徐々に拡大していた。また、OIE及びFAOの合同調査チーム

によると、エム市N地区の猫、馬、豚などで新型インフルエンザ感染による死亡が見られていたが特段の対策はとられていなかった。

新型インフルエンザウイルスの性状

【注意；本シナリオにおける仮定であり、実際の性状は分かりません】

亜型；H5N1

感受性動物；高い ヒト、鳥類、ブタ、ウマ 中程度 ネコ科の動物 低い イヌ

リン酸オセタミビルへの耐性；なし

消毒薬への感受性；通常のインフルエンザと同じ

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

1. 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項があれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣府（食品安全委員会事務局）

シナリオでは、鶏肉・鶏卵等を介したヒト感染は報告されていないことから、現時点においては食品安全に係る事案としては取り扱わない。

また、「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」については、既に委員長談話等を発出し、ホームページ等で周知しているところであり、特に新たな対応は行わない。

#### 回答：警察庁

各都道府県警察に対して、

- ・ エックス国の状況を伝達
  - ・ 関連情報の収集
  - ・ 防護服等の各種装備資機材の点検・整備
  - ・ 発生国であるエックス国からの渡航者に係る犯罪捜査に関する感染予防
  - ・ 抗インフルエンザ薬確保等のための知事部局との連絡体制の強化
  - ・ 関係機関との連携強化
- 等について指示。

国内における発症も危惧される状況であることから、各都道府県警察に対し、感染防止対策について再徹底。

#### 回答：総務省

新型インフルエンザに関する情報（国内外の発生状況、予防のための留意事項等）について、関係部局を通じ、関係団体等に対して情報の提供をした。また、政府からの要請事項がある場合には、関係団体等に対して適切な対応を講じていただくよう要請していく。

#### 回答：金融庁

エックス国に海外支店を有している金融機関等に対し、感染状況や対応方針についてヒアリングを実施。

## 回答：消防庁

消防庁から各都道府県を通じて各消防本部に対し、以下の5点を通知した。

新型インフルエンザと診断され、都道府県が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、都道府県知事が行う業務であること。

新型インフルエンザの疑いのある患者の搬送については、衛生部局や医療機関と十分に連絡を図ること。また、併せて都道府県を通じて消防庁にも報告されたいこと。

救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、感染予防策の徹底（N95マスク、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること。）を図ること。

救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、エックス国への渡航歴の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するとともに、搬送に当たっては、上記感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の消毒を徹底すること。

新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者（疑似症を含む。）であると判明した場合、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けること。

新型インフルエンザの大流行に備え、N95マスク、手袋、ガウンの備蓄等、感染予防策に必要な準備を進めること。また、現時点での備蓄状況について、消防庁に報告すること。

## 回答：法務省

### 1 法務省全省における対応

(1) 法務省対策本部が設置された。

(2) 法務省対策本部は、地方入国管理官署に所属する全職員へのプレパンデミックワクチンの接種を、プレパンデミックワクチンが完成次第開始すること及び予防的投与に必要となるタミフルの配布を厚生労働省に要請

(3) 対策本部からの指示に基づき、地方入国管理官署に対し、次の措置をとるとともに、地方入国管理官署においてなんらかの措置をとった場合は入国管理局の対策本部に報告するよう指示

WHOによるフェーズ4の宣言及びエックス国への渡航自粛勧告の発出、厚生労働省によるフェーズ4の宣言並びにエックス国における鳥インフルエンザ（ヒトーヒト）の発生を通知

所属職員への二次感染予防対策の確実な実施を指示

所属職員への予防備品（手袋、マスク、消毒薬、予防薬等）の一斉配布を指示

発症又はその疑いがある者（職員を含む。）を把握した場合は、直ちに、最寄

りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関へ通報して指示を仰ぐよう指示

さらに、発症又はその疑いがある者に接することとなる職員については、検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関の指示に従って、手袋、マスク、ゴーグルの着用その他必要な予防対策を実施するよう指示

所属職員について、検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関から受診の指示があった場合、当該職員に受診及び自宅待機を命ずるよう指示

(4) 退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった。

被收容者に対し、新型インフルエンザについて啓発するとともに、手洗い、うがいの励行について指導するよう指示

被收容者が收容前にエックス国に滞在し、いまだ潜伏期間を経過していない場合は、他の被收容者と区画又は居室を別にして收容し、健康状態に留意するとともに、検温を実施(入所後潜伏期間中は毎日実施。)するよう指示

さらに、当該被收容者について、潜伏期間中は身柄の移動を行わないよう指示  
また、エックス国への送還は停止するよう指示

発症又はその疑いがある被收容者を把握した場合は、速やかに被收容者処遇規則第31条及び第32条に規定する措置を実施するとともに、受診させるよう指示

さらに、当該被收容者について、診断結果が出るまでは、身柄の移動を行わないよう指示

受診の結果、被收容者が感染症に罹患していること又はその疑いがあることが判明した場合には、検疫所、保健所等関係機関が行う入院措置に協力し、同人が入院した場合には、出入国管理及び難民認定法第54条第2項に規定する職権による仮放免を行うよう指示

また、当該被收容者と濃厚接触があった者(職員を含む)については、保険所又は検疫所若しくは感染症指定医療機関の指示を仰ぐよう指示

面会受付及び面会待合室等に、被收容者又は面会者の健康状態若しくは感染症の流行状況によっては、面会時にマスク等予防器具の着用を義務付ける場合や面会を断る場合があることを予め掲示するよう指示

## 2 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項

対策本部からの指示に基づき、JITCO、入管協会及び日本語教育振興会に対し、次の措置をとった。

WHOによるフェーズ4の宣言及びエックス国への渡航自粛勧告の発出、厚生労働省によるフェーズ4の宣言並びにエックス国における鳥インフルエンザ(ヒト-ヒト)の発生を通知

二次感染予防対策の確実な実施を指示

発症又はその疑いがある者(職員を含む。)を把握した場合は、直ちに、最寄

りの検疫所又は保健所若しくは感染症指定医療機関へ通報して指示を仰ぐよう指示

**回答：文部科学省**

- (1) 学校関係者等への迅速かつ正確な情報提供  
エックス国での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などについて、ファックス、Eメールやホームページ等を用いて速やかに情報提供
- (2) 教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請  
教育委員会等に対して、次のような対応を要請
- ・ エックス国での新型インフルエンザの発生状況等、新たに得られた情報を迅速かつ確実に周知
  - ・ 国内で発生した場合に備え、連絡網などについて確認
  - ・ 現在、エックス国へ行っている生徒・学生等がいないかどうか、いる場合の安否を要請
  - ・ エックス国への留学や修学旅行予定について、再検討するよう要請
  - ・ エックス国から帰国した児童生徒及び入国した留学生等に疑わしい症状が見られた場合には、ただちに医療機関を受診するよう要請。また、これらの生徒等が、風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応を要請
- (3) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示  
エックス国に派遣された国際調査チームの疫学調査の結果など、感染症対策に資する情報を関係機関と共有  
緊急に行うべき調査研究を企画、検討  
ワクチン開発において遺伝子組換え生物等を使用する場合には、手続きを迅速に実施
- (4) 日本人学校等への要請  
日本人学校等に対し、新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などの情報をただちに送付、それらの情報を参考として、児童生徒等に対し適切な指導を行うよう要請  
特に、エックス国内の日本人学校等に対しては、学校安全の観点から、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについては、ただちに検討し、適切に対処することを学校運営委員会に対し要請
- (5) 国立大学附属病院への要請  
新型インフルエンザを疑われる者は感染症指定医療機関に転送するよう周知  
新型インフルエンザ疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウィル

ス薬を使用しないよう要請

**回答：厚生労働省**

新型インフルエンザの世界的流行の状況について、次のような内容の周知を図る。

- ・世界的な流行の規模と流行国
- ・現在WHOなどが公表している、流行しているウイルスの感染力や健康影響規模などの情報

また、我が国が現在とっている対策について周知を図る。

- ・検疫体制の強化
- ・発生動向の監視

さらに、厚生労働省はフェーズ4を宣言したことを受け、各自治体、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行うとともに、手洗い・うがい等の励行、「咳エチケット」の心がけの呼びかけを行っていただくよう要請する。

周知の方法については、迅速な情報提供を行い、HPの活用等も検討する。

厚生労働省が記者発表する内容については、各自治体、日本医師会等関係機関へも情報提供・注意喚起し、サーベイランスの強化等を要請する。

**回答：農林水産省**

以下の点について指示及び協力要請を行う。

- 1 動物検疫所に対し、水際における動物検疫の強化を指示
- 2 所管団体に対し、エックス国において鶏と接触のあった農業者等の把握等を要請
- 3 自治体・所管団体に対し、正確な情報の提供を要請

**回答：経済産業省**

所管する関係事業者団体等及び関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するよう喚起する旨の文書を改めて発出した。

(注：フェーズ3の段階で、注意喚起文書は一度発出済という前提。)

電力・ガス等のライフライン関係事業者、原子力事業者及び工業用水事業者等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ情報に注意するよう喚起する旨の文書を改めて発出した。

(注：フェーズ3の段階で、注意喚起文書は一度発出済という前提。)

**回答：国土交通省**

- ・関係省庁対策会議に参加し、情報収集を行う。
- ・新型インフルエンザの発生が確認されたこと及びWHOがフェーズ4を宣言したことを受けて、関係部局連絡会合(課長級)を開催し、情報交換を行うとともに、省内の連絡体制を確認する。
- ・地方支分部局および関係事業者等に対して、新型インフルエンザの発生状況、WHOの警戒フェーズが4に上がったこと等の情報提供を行うとともに、特に、航空関係者、海事・港湾関係者に対して検疫所の指示に従った適切な対応をするよう要請する。
- ・外務省が感染症危険情報を発出したことを受け、旅行業界等に対して、渡航情報の常時把握及び旅行催行への対応を要請する。
- ・エックス国から来航及び発航する航空機・船舶についての制限、検疫実施場所の限定、集約化に関する厚生労働省からの協議に対応する。

#### 回答：海上保安庁

- ・シナリオに係る関連情報の本庁及び全管区への周知
- ・本庁及び全管区に対し、エックス国寄港船舶についての動静留意の周知
- ・全職員に対し、感染防止に万全を期すること(注意喚起)の周知

#### 回答：環境省

- ・都道府県鳥獣行政担当部局に対し、野生鳥獣の異常死等に関する情報を収集するよう要請。
  - ・関係団体に対し、エックス国で新型インフルエンザが発生している旨を情報提供するとともに、野生鳥獣の異常死等に関する情報を得た場合は速やかに提供願うこと。生きている野鳥に触れる場合は手袋を使用し、その後は、消毒剤等で消毒するよう、職員や会員に指導を要請。
  - ・各地方環境事務所に対しても、エックス国で新型インフルエンザが発生している旨伝え、野生鳥獣の異常死等に関する情報を収集するよう指示。
- また、最近エックス国に渡航したことがある者の有無、渡航歴のある者については発熱等の症状がないかを確認して速やかに報告するよう指示。

#### 回答：防衛省

当省より、関係機関、関係団体、国民に対し周知すべき事項はないものの、正確な情報の収集に努めるとともに、国内において発生した場合に備え、隊員に対して健康管理上の注意喚起(新型インフルエンザ発生時の周知や手洗いの励行等)を行う。また、災害派遣要請もあり得るということを視野に入れ、初動態勢や感染防止のための装備の確認を行う。

**シナリオ 全体課題2 対象：全省庁**

2．付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

**回答：内閣官房（安全保障・危機管理）**

厚生労働省のパンデミック警戒フェーズ4宣言を受けて、危機管理センターに情報連絡室を設置し、関係情報の収集体制を強化する。

**回答：内閣府（食品安全委員会事務局）**

シナリオでは、鶏肉・鶏卵等を介したヒト感染は報告されていないことから、現時点においては食品安全に係る事案としては取り扱わない。

また、「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」については、既に委員長談話等を発出し、ホームページ等で周知しているところであり、特に新たな対応は行わない。

**回答：外務省（領事局）**

1．エックス国においてヒト-ヒト感染が発生している可能性が高いという情報が流れていることを受け、在エックス国日本大使館は、新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げ、事実関係の確認に努めるとともに、同国の在留邦人に対し、感染予防策の徹底及び万一の備え（航空券・現金の準備、査証の有効期限の確認、生活物資の備蓄等）を行った上で、風評に惑わされることなく冷静に行動し、現地当局や大使館等からの最新情報に留意するよう注意喚起を行った。

2．WHOがパンデミックフェーズを4に上げ、エックス国への渡航自粛勧告を発出したことを受け、外務省は、エックス国に対する感染症危険情報を発出し、関係各団体に通知するとともに外務省海外安全ホームページに掲載した。同情報において、これからエックス国への渡航を予定している邦人に対しては、渡航の延期を勧めるとともに、既にエックス国に滞在している邦人に対しては、「今後、出国が出来なくなる可能性及び十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」との呼びかけを行った。また、関連情報として次の情報を周知した。(1)感染者の発生状況、(2)感染予防策、(3)現地の医療体制、(4)防疫措置(出国制限等)の状況、(5)民間航空機等の運行状況、(6)現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、(7)大使館相談窓口の連絡先 等

3．エックス国の周辺国にある在外公館より在留邦人に対し、エックス国にお

ける感染状況及び右に係る注意事項を、HP及びメールサービス等を通じて周知した。

4．鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の緊急招集を受け、エックス国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者の健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示するとともに、二次感染防止の観点から査証申請は代理申請のみに限定するよう指示した。また、査証申請方法の変更に係わる広報を指示した。

5．在エックス国日本大使館は、在留邦人に対し、アイ国がエックス国との国境を封鎖し、また、ジェイ国がエックス国からのビザ申請者に対する体温測定を開始したとの情報をHP及びメールサービス等を通じて周知した。また、在アイ国日本大使館においても、在留邦人に対し、アイ国とエックス国との国境封鎖の情報をHP及びメールサービス等を通じて周知した。

6．在エックス国日本大使館は、帰国の検討を行っている在留邦人及び企業からの照会に対し、相談窓口を通じて対応するとともに、最新の関連情報を提供した。

#### 回答：財務省

エックス国にて新型インフルエンザのヒト - ヒト感染が起きている（WHO及び厚生労働省がフェーズ4宣言）状況を踏まえて、

関係省庁及び省内・地方支分部局等との連携及び省内における情報管理の徹底を図る。

特にエックス国、ワイ国からの帰国者と接触する可能性が高い税関職員等に対してはマスクの着用、うがい、手洗いの励行及び健康管理について注意喚起する。

#### 回答：経済産業省

厚生労働省のフェーズ4宣言を受け、2月5日、経済産業省は直ちに新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、情報を共有・分析し、今後の対応方針を協議した。

（エックス国のエネルギー供給における重要度に応じて）エネルギー需給への影響等について情報収集を開始した。

旅行業界を含む関連業界に対して、中小企業への影響等について情報収集を開始した。

経済産業省職員に対して、「新型インフルエンザの発症状況や予防に係る必要な留意事項等に係る情報を注視すること。その際、パニックを起こさず、正し

い情報に基づき、適切に行動すること、必要に応じてマスクを着用し、手洗い、うがいを励行すること。」等の指示を行った。

**回答：国土交通省**

「・WHO はエックス国への渡航自粛勧告を出した。  
・内閣官房では、関係省庁対策会議を緊急招集。  
・エックス国への旅行が相次いでキャンセルされるなど、旅行業界を含む関連企業に大きな衝撃が走った。」

といった状況を踏まえて、

- ・関係省庁対策会議に参加し、情報収集を行う。
- ・新型インフルエンザの発生が確認されたこと及びWHO がフェーズ4を宣言したことを受けて、関係部局連絡会合(課長級)を開催し、情報交換を行うとともに、省内の連絡体制を確認する。
- ・地方支分部局および関係事業者等に対して、新型インフルエンザの発生状況、WHO の警戒フェーズが4に上がったこと等の情報提供を行うとともに、特に、航空関係者、海事・港湾関係者に対して検疫所の指示に従った適切な対応をするよう要請する。
- ・エックス国から来航及び発航する航空機・船舶についての制限、検疫実施場所の限定、集約化に関する厚生労働省からの協議に対応する。
- ・外務省が感染症危険情報を発出したことを受け、旅行業界等に対して、渡航情報の常時把握及び旅行催行への対応を要請する。

## 【個別課題】

### シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省

1．国民に対する情報提供の内容を具体的に記載せよ。

#### 回答：厚生労働省

WHO がパンデミック警戒フェーズを4に上げたことを受け、厚生労働省はフェーズ4を宣言し、内閣官房に情報提供を行う。

エックス国を含む世界の新型インフルエンザの発生状況について、WHO が公表する情報をベースとして、次の情報を得られる範囲で記者発表を行う。

- 1) フェーズ4の宣言
- 2) 発生状況(国名、都市名)
- 3) 確定診断の状況
- 4) 健康被害の状況(感染者数、死亡者数)
- 5) WHO 等が公表する対応、予防方法(WHO がエックス国への渡航自粛勧告を出していることを含む)等

WHO がエックス国への渡航自粛勧告を出したことを受け、外務省を通じて、渡航自粛勧告の発出の要請を行うとともに、海外から帰国する際の検疫への協力をお願いするなど、国民に対して必要な注意喚起を行う。

記者発表については、毎日複数回、定時に定例記者発表を実施する。

厚生労働省ホームページでも新型インフルエンザ発生状況の周知を図るとともに、Q & A をホームページのわかりやすい位置に掲載し、個人レベルでの感染予防対策の周知を図る。

### シナリオ 個別課題2 対象：厚生労働省

2．関係部局間での調整事項及び関係省庁に対して周知、要請等依頼すべき事項を具体的に示せ。

#### 回答：厚生労働省

厚生労働省は内閣官房に対し、関係省庁対策会議の開催を要請し、関係部局、関係省庁に対し、以下の要請を行う。

(厚生労働省内)

X国からの入国者に対し、必要に応じた検疫対応の強化

プレパンデミックワクチン接種開始やパンデミックワクチンの生産開始の検討

プレパンデミックワクチンの接種対象者の範囲、優先順位の検討

(省外)

X国との間を往来する航空機、船舶運航への注意喚起(対国交省)

渡航者及び在留邦人への注意喚起(対外務省)

X国の日本人留学生への注意喚起(対文部科学省)

プレパンデミックワクチンの接種対象者数の提出を要請(対都道府県、各省庁)

### シナリオ 個別課題3 対象：厚生労働省

3. 検疫強化の具体的な内容及びそれを行うための必要な手順を示せ。

#### 回答：厚生労働省

各検疫所へフェーズ4の宣言された旨連絡するとともに、検疫の強化に対する準備及び感染防御対策等、職員の健康管理の徹底等について周知する。

渡航者に向け、エックス国における注意喚起を、インターネット等を利用して情報提供する。

エックス国から日本への退避者を考慮し、外務省と連携を密にするとともに、退避者に必要な国内措置の情報等について十分な対応が図れるよう検討を行う。

エックス国から来航及び発航する航空機・船舶について、その制限、検疫実施場所の限定、集約化について、国土交通省と協議を行う。

上記に係る検疫対応の実施時期にあわせ、全国の検疫所からの応援態勢を確立するとともに、業務の割り振り、宿泊先の確保等について準備を行う。

新型インフルエンザ疑い患者の発生に備え、停留先である感染症指定医療機関等と、搬送、停留の手順等について、再度確認を行う。

新型インフルエンザ疑い患者に濃厚に接触したと考えられる者に対する停留措置のための医療機関について、いつでも収容できる状況にあるかどうか、関係各機関に確認する。

新型インフルエンザ疑い患者が搭乗していた航空機と同乗者の健康監視について、各都道府県との連携及び協力体制を構築する。

検疫法第18条第2項に基づき、検疫所が実施する健康監視に係る報告について、対応するオペレーションセンターの設置を、早急にすすめる。

### シナリオ 個別課題4 対象：厚生労働省

4. 国内のサーベイランス強化について具体的に示せ。

#### 回答：厚生労働省

国内発生を早期に発見するために、以下のサーベイランスの継続、開始を都

道府県や医師会等に依頼する。

国は、都道府県や医師会等に対し、HP 等も活用しながら情報提供を随時適切に行い、調査対象を遺漏なく報告されるよう呼びかける。

国、都道府県等は、以下のサーベイランスシステムで登録された情報を毎日確認し、患者の確定や、数の異常な増加を認めた場合、必要な対応を迅速に行うことのできる体制を整える。

- ・疑い症例調査支援システムサーベイランスの継続、強化

要観察例の報告を受けた保健所は、感染症法第 15 条に基づく感染症発生動向調査において、調査内容（患者情報、臨床情報、渡航歴、行動履歴、接触者情報等）を、NESID（感染症サーベイランスシステム）に入力し、情報を都道府県、国等と共有する。

- ・症候群サーベイランスの開始

国は都道府県を通じ、あらかじめ定点医療機関として指定している病院又は診療所の外来において、発熱、呼吸器症状を認める者の数を、NESIDを用いて速やかに入力するよう依頼する。また、都道府県は医師会等を通じ、医療機関は入院治療を要する肺炎患者の情報を、NESIDを用いて入力するよう依頼する。

- ・クラスターサーベイランスの開始

国は都道府県や医師会等を通じて、医療機関が当該機関内において、疫学的に関連する集団発生症例を認めた場合、速やかに保健所へ報告するよう依頼する。

## シナリオ 個別課題5 対象：厚生労働省

5. 抗ウイルス薬の流通調整対策を具体的に示せ。

### 回答：厚生労働省

都道府県は、通常のインフルエンザ対策と同様に、都道府県医師会関係者、卸売販売業者、学識経験者、保健所職員等の関係者からなる抗インフルエンザ薬対策委員会等を設置し、新型インフルエンザ発生時におけるタミフルの安定供給等を協議するとともに、以下の事項を取り決め、実施する。

・管内の卸売販売業者及び医療機関等から定期的に在庫状況を報告させる等、在庫状況を短期間に把握することが可能な体制を整備することにより、都道府県は、通常インフルエンザの流行期からタミフルの医療機関での使用状況、在庫状況に関する情報を収集すること。

- ・タミフルが不足した場合の融通方法
- ・備蓄用タミフルの流出方法

(社)日本医薬品卸業連合会に対して、タミフルの安定供給の観点から、医療機関等に対する備蓄や買い占めを目的とする注文には原則応じないこと及び分

割納入を行うことの周知徹底を図る。

都道府県は備蓄用タミフルの保管場所を非公開とし、十分な警備体制の下で厳重に管理する。

国及び都道府県は、医療機関や住民に対して、以下の点を周知徹底する。

・国及び都道府県に、パンデミック発生を想定した十分な量のタミフルが備蓄されていることから、パンデミック発生時には、パニックを起こさず冷静に対応すること。

・パンデミック発生時において、買い占めを行う等必要量以上のタミフルを入手することは、市場における流通量の不足を生じさせる可能性が高いことから、行わないこと。万一、パンデミック終了後に大量の在庫を抱えても、返品を認めないこと。更に、悪質な買占め等と認められる場合には、当該医療機関名を公表すること。

#### シナリオ 個別課題6 対象：厚生労働省

6. プレパンデミックワクチンの使用が可能になるタイミングと、それまでに行うべき事を具体的に示せ。

#### 回答：厚生労働省

厚生労働省は専門家会議を開き、プレパンデミックワクチンの製剤化を決定し、製薬メーカーに指示する。医療従事者のうち患者に直接接触する可能性の高い者及び積極的疫学調査を行う者について、都道府県にその数を早急に調査するよう依頼する。消防庁には救急隊員の数を報告するよう要請し、消防庁におけるワクチン接種の実施計画を早急に作成するよう依頼。

厚生労働省はプレパンデミックワクチンが使用可能になるまで一定期間を要することを情報提供する。

厚生労働省はプレパンデミックワクチンの製剤化がなされ次第、順次、必要ワクチン数がわかっている地域からワクチンを配送する。

各所にワクチンが配送され次第、接種を開始する。

この対応策はプレパンデミックワクチンがすでに薬事承認されていることを想定したものであり、承認以前の場合には、承認等に関する手続が別途必要。

#### シナリオ 個別課題7 対象：厚生労働省

7. パンデミックワクチンの生産のためにすべき具体的手続きとそのタイミングを示せ。

#### 回答：厚生労働省

厚生労働省は専門家会議の意見を聴き、その結果によっては通常期インフルエンザワクチンの生産を中止し、新型インフルエンザワクチンの生産に必要な資材をパンデミックワクチン用に転用することも含めて検討し、決定する。

新型インフルエンザの分離ウイルス株が特定され次第、厚生労働省はパンデミックワクチン製造候補株の輸入を迅速に行う。分離ウイルス株については、家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の病原体であるため、法に基づく輸入許可が必要であるが、今回の場合は迅速に対応し、輸入申請日に許可予定とすることとする。また、パンデミックワクチンの研究開発に当たって必要となる「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく文部科学大臣確認手続きについて、文部科学省に対し要請を行う。

ワクチン製造候補株が輸入され次第、早急にパンデミックワクチンの製造を進める。

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
2月14日	<p>【海外】</p> <p>エックス国では、保健省やWHO / GOARNの国際対策チームが早期封じ込め作戦を展開したが、感染は拡大していた。</p> <p>このような中、ワイ国においてもエックス国からの帰国者を発端とした複数の感染者が確認され、エックス国で発生した新型インフルエンザは国境を越えて感染拡大していることが確認された。</p> <p>WHOはパンデミック警戒フェーズを5に上げるとともに、ワイ国への渡航自粛勧告を出した。</p>
2月19日	<p>【海外】</p> <p>エックス国及びワイ国における感染の広がりは続いていた。</p> <p>WHOでは備蓄していた抗ウイルス薬をエックス国に集中投下しており、ワイ国での封じ込めに使える薬は残っていなかった。そのため、各国に抗ウイルス薬の供与を呼びかけたが、世界的に抗ウイルス薬が不足しており、思うように薬は集まらない状況であった。</p> <p>エックス国では、病院がヒトであふれかえっており、適切な医療が受けられる状況ではなかった。</p> <p>【国内】</p> <p>ワイ国に出張して4日前に日本に帰国した40歳男性会社員(A氏)は、昨日からの発熱により欠勤していたが、朝方から39度を超える発熱、発咳及び全身の倦怠感を呈していた。この時になって、A氏は帰国時に関西空港検疫所から受けた指示に従い、検疫所に連絡した。</p> <p>関西空港検疫所はA氏からの連絡を受け、新型インフルエンザの感染を疑い、A氏に対して保健所又は医療機関において診察を受けるべき旨と、感染拡大を予防するための必要な措置を指示するとともに、徳島県に対してA氏に指示した事項及びA氏健康状態等について通知した。</p> <p>関西空港検疫所からの連絡を受けた徳島県ではA氏を要観察例と判断し、徳島保健所に次の指示を行った。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A氏に対して医療機関の受診を勧奨すること。その際、感染拡大を防ぐため公共交通機関の使用は避けること。</li><li>・ 重篤な状態であるならば救急車の要請も考慮に入れることを伝えること。</li></ul> <p>併せて、板野東部消防にA氏が新型インフルエンザの要観察例である旨を情報提供するとともに、搬送先の県立中央病院の医師にA氏からの検体採取を依頼した。</p> <p>関西空港検疫所から報告を受けた結核感染症課では、徳島県に連絡を行い、状況について随時報告するように求めた。</p> <p>【徳島県】</p> <p>保健所職員はA氏が救急車で搬送された県立中央病院に向かい、A氏から採取された検体を受け取って県保健環境センターに向かった。</p> <p>一方で疫学調査チームはA氏とその家族に対する任意の疫学調査を開始するとともに、A氏が新型インフルエンザに感染している可能性を伝え、接触者に対してできる限りマスクなどを装着し、外出を控える事をお願いした。</p>
--	---

【付随する出来事】

2月14日

- ・ 各国は抗インフルエンザウイルス薬（以下「抗ウイルス薬」）の入手を急いだが、供給が追いつかない状況だった。
- ・ エックス国及びワイ国に関連する企業のみにとどまらず、海運、空港、輸入関連企業の株価は下落が続いた。
- ・ ワイ国民が外出時にマスクをして歩く姿が放送された。
- ・ エックス国及びワイ国の日本大使館では在留邦人から、邦人保護の体制に関する問い合わせが相次いだ。また、エックス国及びワイ国から脱出しようとする人たちが、日本大使館を含む各国の大使館にビザ申請のために押し掛けた。
- ・ 旅行会社にはエックス国、ワイ国及び周辺地域から日本行きの航空券を求める問い合わせが殺到した。
- ・ 帰国者が増加する一方で検疫は強化されており、国際空港では帰国者や入国者で混み合い、長時間待たされた客の不満がたまっていた。
- ・ 一部の有識者が、日本もアイ国と同様に発生国からの国境を封鎖するか、発生国からの帰国者すべてを一時隔離すべきではないかと発言した。

2月19日

- ・ エックス国及びワイ国における感染の拡がりは続いており、各国のメディア

ではこぞって医療機関の混乱状態や泣き叫ぶ遺族の映像を放映していた。また、感染拡大は必至との悲観的意見が大部分を占めていた。

- ・ ジェイ国ではパンデミックに備えて市民への生活必需品の備蓄を再度促しており、ジェイ国市民が生活必需品を求める映像が日本国内でも流れ、国民の間では不安が増大した。
- ・ エックス国及びワイ国に支店を置く企業では、必要最小限の社員を残し、その他の社員や社員の家族の帰国を始めた。また、残した社員の感染予防と帰国する社員や社員の家族が万が一感染していて感染が広がる可能性があるという危機感から、マスクなどを大量に発注した。
- ・ エックス国及びワイ国からの帰国者を抱える会社や学校等では、帰国者を出社・登校させるべきかどうかの判断ができずにいた。
- ・ 医療機関では医療用マスクや抗ウイルス薬が不足するのではないかとの不安が生じ、マスクや抗ウイルス薬を大量発注する動きが出始めた。

#### ワイ国の基礎情報

人口；約500万人 主要産業；海運業、航空業

日本との関係；多国籍企業のアジア太平洋地域の拠点となっており、日系企業も2千社を超える。また、在留邦人は約2万5千人で、日本に帰国又は入国する者は年間約70万人。

#### 現在の状況

S地域及びT地域ではエックス国からの帰国者を発端とする新型インフルエンザの感染が広がっていた。封じ込めに必要な抗インフルエンザウイルス薬は不足しており、また人口密度が高く、交通網が発達していることから感染の拡がりを制御することは不可能な状況である。

#### 【徳島県による任意の疫学調査から確認されている情報】

- ・ ワイ国のS地域に1週間の出張に行っていた。
- ・ 2月15日(木)にワイ国から日本(関西空港)に帰国。大阪府内のホテルに一泊し、徳島県にある自宅に帰宅。
- ・ A氏は隣の香川県の会社に勤めており、通常通勤には列車を使っている。
- ・ 2月18日(日)より不調を訴えていたが、その前日(2月17日)には出張報告書を作成しに自車で出社している。帰宅後ご近所にワイ国土産を渡しに訪れている。
- ・ ワイ国で滞在していたホテルのフロント係で咳をしている人がおり、その人から風邪がうつったかもしれないと家族に話していた。
- ・ 2月18日(日)以降の接触者は、家族と医療関係者に限られている。

## 新型インフルエンザ対応総合訓練まとめ (平成19年2月5日)

- ・ 家族構成は、妻、長女（小学校1年生）、長男（3歳保育園）の4人。
- ・ 確認された接触者全員ともに臨床症状は認められなかった。
- ・ 主治医を始めとする医療スタッフ、A氏を病院に搬送した救急隊員はすべてN95マスクを着用するなど、感染防御を行っていた。

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

引き続き、危機管理センターに設置した情報連絡室で情報収集を実施する。

#### 回答：警察庁

「帰国者が増加する一方で検疫は強化されており、国際空港では帰国者や入国者で混み合い、長時間待たされた客の不満がたまっていた。」

という状況を踏まえて、

国際航路の発着がある海空港を所管する都道府県警察に対して、海空港及び周辺における混乱防止等の徹底、関係機関との連携強化について指示。

対策の進捗状況等に関する情報について、各都道府県警察に逐次提供。

#### 回答：総務省

新型インフルエンザに関する情報（国内外の発生状況、予防のための留意事項等）について、関係部局を通じ、関係団体等に対して情報の提供をした。また、政府からの要請事項がある場合には、関係団体等に対して適切な対応を講じていただくよう要請していく。

#### 回答：金融庁

「エックス国及びワイ国に関連する企業のみにとどまらず、海運、空港、輸入関連企業の株価は下落が続いた。」

という状況を踏まえて、

株価変動の背景・見方について、マーケット参加者にヒアリングを実施。  
(注) 取引所における個別の銘柄については、株価水準に応じて制限値幅が設けられている。

#### 回答：消防庁

徳島県における要観察例の発生及び救急隊による搬送を受けて、徳島県に対し、県内の各消防本部に下記を再度周知することを依頼。

新型インフルエンザの疑いのある患者の搬送については、衛生部局や医療機関と十分に連絡を図ること。また、併せて都道府県を通じて消防庁にも報告されたいこと。

救急搬送に当たっては、常に新型インフルエンザの可能性を念頭に置き、感染予防策の徹底（N95マスク、手袋、ガウンを着用し、一回ごとに交換すること。）を図ること。

救急要請時に発熱症状を訴えている者に対しては、エックス国への渡航歴の有無を確認し、10日以内に渡航歴がある場合は、保健所及び医療機関に連絡するとともに、搬送に当たっては、上記感染予防策の徹底を図るとともに、搬送後の救急車の消毒を徹底すること。

新型インフルエンザ罹患を想定せずに搬送を終了し、後に患者が新型インフルエンザ患者（疑似症を含む。）であると判明した場合、搬送従事者は保健所等の健康観察を受けること。

## 回答：法務省

### 1 法務省全省における対応

(1) 法務省対策本部からの指示に基づき、地方入国管理官署に対し、次の措置をとった。

WHOによるフェーズ5の宣言及びワイ国への渡航自粛勧告の発出並びにワイ国における鳥インフルエンザ（ヒト→ヒト）の発生を通知

(2) 関西空港支局に対し、次の措置をとった。

A氏と接触した職員（及びその同居人）並びに当該職員と同じ勤務体制（審査班）に所属する職員（及びその同居人）に対し、医療機関に受診させるよう指示

(3) 退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった。

エックス国に加え、被収容者が収容前にワイ国に滞在し、いまだ潜伏期間を経過していない場合は、他の被収容者と区画又は居室を別にして収容し、健康状態に留意するとともに、検温を実施（入所後潜伏期間中は毎日実施。）するよう指示

さらに、当該被収容者について、潜伏期間中は身柄の移動を行わないよう指示

また、ワイ国への送還は停止するよう指示

### 2 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項

法務省対策本部からの指示に基づき、JITCO、入管協会及び日本語教育

振興会に対し、次の措置をとった。

WHOによるフェーズ5の宣言及びワイ国への渡航自粛勧告の発出並びにワイ国における鳥インフルエンザ(ヒト-ヒト)の発生を通知

**回答：外務省(領事局)**

1. WHOがパンデミックフェーズを5に上げ、ワイ国への渡航自粛勧告を発出したことを受け、外務省は、全在外公館において新型インフルエンザ緊急対策本部を立ち上げた。また、ワイ国に対する感染症危険情報及び広域情報を発出し、関係各団体に通知するとともに外務省海外安全ホームページに掲載した。同情報において、これからワイ国への渡航を予定している邦人に対しては、渡航の延期を勧めるとともに、既にワイ国に滞在している邦人に対しては、「今後、出国が出来なくなる可能性及び十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」との呼びかけを行った。また、関連情報として次の情報を周知した。(1)感染者の発生状況、(2)感染予防策、(3)現地の医療体制、(4)防疫措置(出国制限等)の状況、(5)民間航空機等の運行状況、(6)現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)(7)大使館相談窓口の連絡先 等

2. WHOによるワイ国での感染拡大の確認を受け、ワイ国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者の健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示するとともに、二次感染防止の観点から、査証申請は代理申請のみに限定するよう指示した。また、査証申請方法の変更に係わる広報を指示した。

3. 在エックス国日本大使館は、在留邦人に対し、エックス国内の病院が人であふれかえっており、適切な医療が受けられなくなっている状況及び右を踏まえた安全対策についてHP及びメールサービス等により周知した。

4. 在エックス国及び在ワイ国日本大使館は、在留邦人からの邦人保護体制に関する問い合わせに対し、相談窓口を通じて対応するとともに最新の情報提供を行った。

5. エックス国及びワイ国から脱出しようとする人たちが、日本大使館を含む各国の大使館にビザ申請のために押し掛けたが、エックス国及びワイ国に所在する我が方在外公館における査証申請は、全て代理申請機関を通じることとしており、直接申請は受理しない旨を案内し、大使館前に集まった申請者を散会させた。

6. 在エックス国及び在ワイ国日本大使館は、在留邦人に対し、本邦における

検疫の強化により国際空港が帰国者で混み合い、長時間待たされる状況となっていること及び右を踏まえた安全対策をHP等により伝えた。

**回答：財務省**

「関西空港検疫所を利用した者（徳島県在住）が新型インフルエンザに感染した可能性が高い」  
との情報を受けて、

関西空港税関支署で勤務する職員に対しては、健康診断の受診を指示する。  
徳島県内の地方支分部局に対して速やかに情報提供し、来庁者の多い地方機関においてはマスクの着用や手洗いの励行を促し、職員の健康管理に十分注意を払うよう促す。

**回答：文部科学省**

「エックス国及びワイ国からの帰国者を抱える会社や学校等では、帰国者を出社・登校させるべきかどうかの判断ができずにいた。」  
と言う状況を踏まえて、

発生国から帰国者の登校に関しては、教育委員会に対し、以下の事項を要請する。

風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとられることを要請する。

発生国からの帰国者という理由のみで登校を妨げるものはない。ただし、厚生労働省から以下の内容が発表されたので、これらについては、学校保健法に基づく出席停止の措置とすること。

1) 無症状の場合

患者や鳥と接触歴がなく、症状がない場合は、日常を送ることに特に問題はないと考えるが、患者や鳥と接触歴がある場合は、保健所に連絡し、その後の必要な対応（濃厚接触者と見なされれば、10日間の健康観察、抗ウイルス薬の予防投与、自宅待機）を行う。

2) 当該児童生徒等が新型インフルエンザを疑わせる症状を呈している場合保健所に連絡し、指定された医療機関を受診していただき、インフルエンザ検査、必要に応じた入院治療を行っていただく。

**回答：厚生労働省**

「帰国者が増加する一方で検疫は強化されており、国際空港では帰国者や入国者で混み合い、長時間待たされた客の不満がたまっていた。」  
という状況を踏まえて、

航空機内での待機時間等、検疫強化に伴って検疫手続に時間を要すること、また、質問票等の提出書類に記載漏れがないか十分確認することについて、航空機内において乗客へ周知することを航空会社へ要請する。

航空会社等に対し、地上勤務職員による乗客の誘導等の検疫業務への支援を要請する。

航空機内での待機時間が増えることにより、検疫業務に協力せず、業務を妨害するなど、検疫業務に支障が生じるおそれがある場合は、空港管理者に支援を求め、必要に応じて警察とも連携を図る。

検疫業務を円滑に実施するための改善策が確認できた場合には、施設を管理する航空会社等に改善の協力を要請する。

。「一部の有識者が、日本もアイ国と同様に発生国からの国境を閉鎖するか、発生国からの帰国者すべてを一時隔離すべきではないかと発言した。」  
との状況を踏まえて、

発生国からの帰国者への対応については、検疫に関するガイドラインに沿って、適切に対応。

現行のガイドライン案では、有症者については感染症指定医療機関に搬送して一定期間停留、濃厚接触者については医療機関に一定期間停留、同乗者については健康監視等とされているところ。

新型インフルエンザの感染の状況等を勘案しながら、専門家会議等の意見を踏まえ、適宜必要な対応を実施。

上記の取組とその考え方についてマスコミ等を通じて広報に努める。

。「各国は抗インフルエンザウイルス薬の入手を急いだが、供給が追いつかない状況だった。」  
という状況を踏まえて、

・WHO等の国際機関、及び外務省を通じて各国大使館より抗インフルエンザウイルス薬の供給状況についての情報を収集。

・抗インフルエンザウイルス薬が足りていないことが確認された場合には、必要とされる数量、用途、供給した場合に期待される効果、追加購入の可能性の有無、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄している国の対応状況等について情報収集を行う。

同時に、国内関係部局と国内備蓄分の海外への供給の可能性について、海外・国内の感染の拡大状況等を踏まえて検討する。

。「エクス国及びワイ国に支店を置く企業では、必要最小限の社員を残し、その他の社員や社員の家族の帰国を始めた。また、残した社員の感染予防と帰

国する社員や社員の家族が万が一感染して感染が広がる可能性があるという危機感から、マスクなどを大量に発注した。」

「医療機関では医療用マスクや抗ウイルス薬が不足するのではないかとこの不安が生じ、マスクや抗ウイルス薬を大量発注する動きが出始めた。」

という状況を踏まえて、

#### 1. 医療用マスク等について

医療用マスク（N95マスク、サージカルマスク）及び一般用マスクについて安定供給の観点から、主要製造業者の在庫量及び増産可能数を確認するとともに、状況に応じて、増産体制が図られるよう準備方を各製造業者に要請。

医療用マスク等の製造業者の団体が加入する日本医療機器産業連合会及び（社）日本衛生材料工業連合会並びに卸売業者の団体である日本医療機器販売業協会に対し、マスクの買い占めや偏在を防止する観点から、特定の医療機関等に過剰な量が供給されることがないようにすること、及び患者発生地域への安定供給を要請。

#### 2. 抗ウイルス薬について

都道府県及び（社）日本医薬品卸業連合会に対して、下記の事項の周知徹底を図る。

(1)抗インフルエンザウイルス薬の買い占めや偏在を防止する観点から、特定の医療機関等に過剰な量が供給されることがないようにすること。

(2)抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給確保の観点から、備蓄を目的とする注文には原則として応じないようにすること。

(3)卸売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて、分割納入を行うこと。

流通在庫の確認

都道府県から管内医療機関の在庫状況を聴取し、また、メーカーから各卸売業者の在庫状況及びメーカー在庫を聴取することにより、国内における流通在庫を把握。

#### 回答：経済産業省

。「エックス国及びワイ国に関連する企業のみにとどまらず、海運、空港、輸入関連企業の株価は下落が続いた。」

といった状況を踏まえて、

2月5日のフェーズ4宣言に伴い、新型インフルエンザの発症に伴い、関連企業の株価下落の状況を受け、今後、事態が悪化していった場合の、輸入関連産業をはじめ、我が国の産業に関する影響について調査を開始した。

影響を受ける関連中小企業者に対し、特別相談窓口を設置し、セーフティネット貸付の措置を実施した。

「エックス国及びワイ国からの帰国者を抱える会社や学校等では、帰国者を出社・登校させるべきかどうかの判断ができずにいた。」

といった状況を踏まえて、

厚生労働省に、エックス国及びワイ国からの帰国者への対応に関して、どのような点に注意すべきか、その内容や対処方法等を照会し、所管する関係事業者団体等及び関係事業者団体等を通じて、その傘下の企業等に対して、エックス国及びワイ国からの帰国者が存在する際に留意するよう周知した。

#### 回答：国土交通省

「WHO はパンデミック警戒フェーズを5に上げる。」

「帰国者が増加する一方で検疫は強化されており、国際空港では帰国者や入国者で混み合い、長時間待たされた客の不満がたまっていた。」

といった状況を踏まえて、

- ・内閣官房からの警戒フェーズが5に上がった旨の連絡を受け、関係部局連絡会合（課長級）を開催し、情報共有を行う。
- ・地方支分部局および関係事業者等に対して、情報提供を行うとともに、以下の要請を行う。
- ・国際空港での混雑に対応して、航空関係者に対し、検疫所等と協力して適切に対応するよう要請する。（旅客への情報提供も含む。）
- ・検疫の強化を受け、港湾管理者に対し、着岸検疫が行われる場合は、検疫所長から協議があるので、適切な対応を実施するよう要請する

#### 回答：海上保安庁

- ・シナリオに係る関連情報の本庁及び全管区への周知
- ・本庁及び全管区に対して、エックス国に加えワイ国寄港船舶についての動静留意の周知

#### 回答：防衛省

当省より、関係機関、関係団体、国民に対し周知すべき事項はないものの、正確な情報の収集に努めるとともに、国内において発生した場合に備え、隊員に対して健康管理上の注意喚起（新型インフルエンザ発生の周知や手洗いの励行等）を行う。また、災害派遣要請もあり得るということを視野に入れ、初動態勢や感染防止のための装備の確認を行う。

【個別課題】

シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省

国民に対し情報提供する内容を具体的に記載せよ。

回答：厚生労働省

A氏について、ワイ国への渡航歴、症状等から新型インフルエンザ感染の可能性が高いと判断し、厚生労働省において次の内容について、記者発表を行う。発表時期と内容については、徳島県と相談し同時に行うこととする。

- 1) 要観察例発生の発表（現時点で要観察例であることを強調）
- 2) 発生県名、市町村名
- 3) 発症前日（2月17日）以降、他者への感染性を保持している可能性があるが、接触者は家族、医療関係者、近所の人に限られていること、また、それ以前の接触者については感染の可能性は低いことから、安心するよう国民に呼びかける。

また、エックス国及びワイ国で発生している新型インフルエンザの発生状況、対応の最新情報についても併せて情報提供を行う。

さらに、手洗い・うがい等の励行、「咳エチケット」の心がけの呼びかけを行う。

**シナリオ 個別課題2 対象：外務省**

抗ウイルス薬などの供与の要請を受けた場合の対応について、具体的に記載せよ。

**回答：外務省**

- 1．我が国が実施しているタミフル及び防疫用品の ASEAN 備蓄事業における 50 万人分のタミフルと 70 万人分の防疫用品については、既にエックス国において発生した際に投入されている。
- 2．このような状況から、我が国より WHO、ASEAN 事務局及びエックス国に対し、既にエックス国に投入された ASEAN 備蓄のうち未だ活用されていない部分があれば、それをワイ国に移送することを提案し、判断を仰いだ。
- 3．上記 2．が不可能な場合、国内に備蓄されている抗ウイルス薬の海外への供与が検討される可能性があるが、右については海外・国内の感染拡大状況等を踏まえて判断される。
- 4．ワイ国に対し、上記 3．の検討状況につき適宜連絡。

**シナリオ 個別課題3 対象：厚生労働省、文部科学省、経済産業省**

発生国からの帰国者の登校や出勤に関して、すべき指示があればその内容と方法を具体的に記載せよ。

**回答：文部科学省**

発生国から帰国者の登校に関しては、教育委員会に対し、以下の事項を要請する。

風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとられることを要請する。

発生国からの帰国者という理由のみで登校を妨げるものはない。ただし、厚労省から以下の内容が発表されたので、これらについては、学校保健法に基づく出席停止の措置とすること。

1) 無症状の場合

患者や鳥と接触歴がなく、症状がない場合は、日常を送ることに特に問題はないと考えるが、患者や鳥と接触歴がある場合は、保健所に連絡し、その後の必要な対応（濃厚接触者と見なされれば、10日間の健康観察、抗ウイルス薬の予防投与、自宅待機）を行う。

2) 当該児童生徒等が新型インフルエンザを疑わせる症状を呈している場合  
保健所に連絡し、指定された医療機関を受診していただき、インフルエンザ検査、必要に応じた入院治療を行っていただく。

**回答：厚生労働省**

・発生国からの帰国者については、健康状態報告指示書に基づき、健康監視（一定期間の体温報告、身体に異状をきたした場合の報告等）にて対応するものとする。

・発生国からの帰国者という理由のみで登校や出勤を妨げるものではない。風評により不当な扱いを受けることがないように冷静な対応をとられることを、学校や職場に対して関係機関を通じて要請する。但し、以下の点に留意する必要がある。

1) 無症状の場合

患者や鳥と接触歴がなく、症状がない場合は、日常を送ることに特に問題はないと考えるが、患者や鳥と接触歴がある場合は、保健所に連絡し、その後必要な対応（濃厚接触者と見なされれば、10日間の健康観察、抗ウイルス薬の予防投与、自宅待機）を行う。

2) 帰国者が新型インフルエンザを疑わせる症状を呈している場合  
保健所及び検疫所に連絡し、指定された医療機関を受診して頂き、インフルエ

ンザ検査、必要に応じた入院治療をしていただく。

**回答：経済産業省**

厚生労働省に、発生国からの帰国者への対応に関して、どのような点に注意すべきか、その内容や対処方法等を照会し、所管する関係事業者団体等及び関係事業者団体等を通じて、その傘下の企業等に対して、発生国からの帰国者が存在する際に留意するよう周知した。

**シナリオ 個別課題4 対象：徳島県**

要観察例の発生に際し、すべき対応を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

「要観察例」が発生した場合、県民からの不安や健康相談に対応するため、県内各保健所、健康増進課に相談窓口を設置するとともに、県のホームページ等で適宜情報を提供する。

「要観察例」の住所地を所管する保健所が、検疫所から指示を受けている「要観察例」と連絡を取り、「要観察例」の病状等を確認するとともに、入院対応医療機関での受診を勧め、その際、感染拡大を防ぐため、公共交通機関の使用は避けること、自家用車の運転（自力での受診）が無理なら、救急車の要請も検討するよう伝える。

その結果を踏まえ、健康増進課において、入院対応医療機関に対し、「要観察例」の受け入れを要請する。

「要観察例」の自力での受診が無理と判断された場合、「要観察例」の住所地を所管する消防に対し、A氏が新型インフルエンザの要観察例である旨を情報提供した上で、調整した入院対応医療機関に搬送するよう依頼する。

また、所管の保健所は、搬送方法や受診時の注意事項などについての「要観察例」への連絡、疫学調査を開始するとともに、検体受け取りのため、調整した入院対応医療機関へ向かう。

保健所から連絡の上、受け取った検体を、県保健環境センターへ搬送し、同センターでH5亜型か否かの検査を行う。

一方、保健所が行う疫学調査としては、「要観察例」及びその家族（同居人）から、準備している調査様式により、「要観察例」の症状とその推移、行動、帰国後の接触者のリストアップ、家族（同居人）の健康状況などを調べる。

また、家族（同居人）に対しては、必要な保健指導を行い、症例定義に合致する症状が現れた場合の連絡方法等を伝える。

この調査で、「要観察例」と接触したことが判明した者について、同様の疫学調査を実施する。

こうした対応状況について、厚生労働省に対し随時報告する。

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
2月19日	<p><b>【海外】</b>                      アール国ではエックス国帰国者が新型インフルエンザに感染していることが確認され、また、当該患者の他に同様の症状を示している者が複数いることが確認された。                      アール国と同様の国は他にも多く認められ、WHOではこれらの国すべてに専門家を派遣したり、タミフルの供与をすることが難しい状況になっていた。</p> <p><b>【国内】</b>                      徳島県保健環境センターの検査によりA氏から分離されたウイルスはH5（N型不明）であることが判明した。                      徳島県は検査結果及び任意の疫学調査結果を厚生労働省結核感染症課に連絡するとともに、疫学調査の専門家の派遣を要請した。また、A氏の任意の疫学調査の結果報告から、A氏は体調不良を訴える前日に香川県にある会社に出勤していることから、香川県に対して情報提供を行った。                      また、N亜型の確定のため、保健環境センター職員が検体を国立感染症研究所に持参することとし、翌日の朝一番の飛行機で出発することとなった。                      厚生労働省はA氏が体調不良を訴える前日に香川県の勤め先に出勤したとの、徳島県によるA氏への任意の疫学調査の結果を受け、香川県に対して、疫学調査の実施を指示した。また、直ちに内閣官房に情報提供を行い、これを踏まえ内閣官房は鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を緊急招集し、発生の状況及び各省の対応について確認した。</p>
2月20日	<p><b>【徳島県】</b>                      徳島県ではA氏のご近所の方など、接触者に対する健康調査等の疫学調査を開始するとともに、無防備にA氏と接触したすべての者（家族、ご近所でA氏と対面で会話した者）に対して明示の同意を得て抗ウイルス薬の予防投与を開始した。このときにはA氏は重症の肺炎を起こし入院しており、本人からの聴取はできなかった。</p>

	<p>この日から A 氏の子女は学校又は保育園を自主的に欠席した。</p> <p><b>【香川県】</b></p> <p>香川県では厚生労働省の指示により A 氏の会社を訪れ、17 日に A 氏と接触した者を特定し、疫学調査及び明示の同意を得て抗ウイルス薬の予防投与を開始した。また、万が一感染していた場合に備えて、必要な事項を指示した。</p>
--	---

**【付随する出来事】**

- ・ 日本国内でも国民が、スーパーや薬局に押し寄せ、マスクはあっという間に品切れとなった。さらに、米や缶詰、ミネラルウォーター、トイレットペーパー、石けん、消毒薬、手袋、うがい薬などの買い占めが始まった。
- ・ 徳島県は A 氏の子女は抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の適用外であるが、投与を開始してよいか厚生労働省に問い合わせた。
- ・ A 氏の勤務する会社では A 氏の所属する部署のフロアーについて消毒を行うべきかどうか、疫学調査に訪れた香川県保健所に問い合わせた。また、A 氏と接触のあった同僚 3 名は、万が一感染していて家族に感染が広がることをおそれ、帰宅をせずに会社に泊まることを希望したが、会社は出勤停止をさせたいと考えており、香川県保健所にどうすべきかを尋ねた。
- ・ A 氏の子女が通う学校及び保育園は A 氏夫人から A 氏が新型インフルエンザにかかっている可能性があり、子供を休ませる旨を聞き、とるべき対応について徳島県保健所に確認した。

**【香川県による A 氏の疫学調査から確認されている情報】**

- ・ A 氏が出社した 2 月 17 日は土曜であり A 氏は自車で出勤していたことから、接触者は A 氏とともに土曜に出社していた 3 名と特定された。
- ・ 接触者全員とともに臨床症状は確認されなかった。

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

危機管理センターに設置した情報連絡室を官邸連絡室に改組し、情報収集体制を強化する。

#### 回答：警察庁

「日本国内でも国民が、スーパーや薬局に押し寄せ、マスクはあっという間に品切れとなった。さらに、米や缶詰、ミネラルウォーター、トイレットペーパー、石けん、消毒薬、手袋、うがい薬などの買い占めが始まった。」  
という状況を踏まえて、

各都道府県警察に対して、スーパー・コンビニ・薬局等における混乱の防止、警戒強化等について指示。

#### 回答：法務省

「付随する出来事にある状態等」全体を踏まえて、

##### 1 法務省全省における対応

(1) 法務省対策本部からの指示に基づき、地方入国管理官署に対し、次の措置をとった。

アール国及びその他の国における鳥インフルエンザ（ヒトーヒト）の発生を通知

(2) 退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった（なお、その他の国についても、鳥インフルエンザ（ヒトーヒト）の発生が確認され次第、同様の措置をとる。）

エックス国、ワイ国に加え、被收容者が收容前にアール国に滞在し、いまだ潜伏期間を経過していない場合は、他の被收容者と区画又は居室を別にして收容し、健康状態に留意するとともに、検温を実施（入所後潜伏期間中は毎日実施。）するよう指示

さらに、当該被收容者について、潜伏期間中は身柄の移動を行わないよう指示

また、アール国への送還は停止するよう指示

面会受付時に発熱、咳等の症状の有無、患者との接触の機会の有無等を尋ね、症状がある面会人、あるいは、患者との接触の機会があった面会人については、原則として面会を断るよう指示

## 2 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項

法務省対策本部からの指示に基づき、JITCO、入管協会及び日本語教育振興会に対し、次の措置をとった。

アール国及びその他の国における鳥インフルエンザ(ヒト-ヒト)の発生を通知

### 回答：外務省(領事局)

1. アール国において新型インフルエンザ患者及び当該患者と同様の症状を示す者が複数確認されたこと並びに、アール国と同様の状況にある多くの国について、WHOによる専門家派遣及びタミフル配布が困難となっている状況等を踏まえ、外務省は、アール国及びアール国と同様の状況にある国に対して感染症危険情報を発出した。同情報において、これからアール国等への渡航を予定している邦人に対しては、渡航の延期を勧めるとともに、既にアール国等に滞在している邦人に対しては、「今後、出国が出来なくなる可能性及び十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」との呼びかけを行った。また、関連情報として次の情報を周知した。(1)感染者の発生状況、(2)感染予防策、(3)現地の医療体制、(4)防疫措置(出国制限等)の状況、(5)民間航空機等の運行状況、(6)現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、(7)大使館相談窓口の連絡先 等

2. アール国及びアール国と同様の状況にある国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者の健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示するとともに、二次感染防止の観点から査証申請は代理申請のみに限定するよう指示した。また、査証申請方法の変更に係わる広報を指示した。

3. 世界各地の在外公館を通じて、本邦における新型インフルエンザの発生状況及び帰国に係る注意事項について、HP及びメールサービス等により在留邦人等に情報提供した。

### 回答：財務省

「徳島県在住者A氏が新型インフルエンザを発症した」との情報(確定)を受けて、

香川県の関係機関にもシナリオ2同様の注意喚起を促すと共に、関西空港税

関支署、徳島県の関係機関にも引き続き注意喚起、情報提供を的確に行う。

#### 回答：厚生労働省

「A氏の勤務する会社ではA氏の所属する部署のフロアについて消毒を行うべきかどうか、疫学調査に訪れた香川県保健所に問い合わせた。また、A氏と接触のあった同僚3名は、万が一感染していた家族に感染が広がることをおそれ、帰宅せずに会社に泊まることを希望したが、会社は出勤停止をさせたいと考えており、香川県保健所はどうすべきかを尋ねた。」

という状況を踏まえて、

厚生労働省は、A氏が発症前日(17日)に出勤した会社については、当日咳やくしゃみ等による目に見える汚染が少ないと推測されること、時間がある程度経過していることから、会社でA氏が所属する部署のフロアについて消毒の必要がないことを、都道府県(香川保健所)に伝える。

厚生労働省は、A氏と発症前日(17日)に接触のあった同僚3名に関しては、感染症法15条に基づく積極的疫学調査において濃厚接触者として扱い、都道府県は以下の対応を行うことを、都道府県(香川保健所)に伝える。

・都道府県は、同僚3名に対しA氏との接触状況に関する調査を十分に行い、最終曝露日17日から10日、毎日の健康観察を実施する。

・都道府県は、職場での感染拡大防止の観点から、同僚3名に対し、自宅で待機するよう指導する。その際、3名に対して、新型インフルエンザに関する十分な情報提供や地域及び家族に対する感染拡大の防止のための指導(マスク着用、家族の居室との分離、外出の自粛等)を行うとともに、本人の同意を得た上で、抗ウイルス薬の予防投与を行う。

なお、都道府県は、同僚やその家族に発熱等の症状を認めた場合、直ちに保健所へ連絡するよう指導する。

#### 回答：農林水産省

「さらに、米、缶詰、ミネラルウォーター、トイレットペーパー、石けん、消毒薬、手袋、うがい薬などの買い占めが始まった。」

という状況を踏まえて、

米や缶詰、ミネラルウォーターの供給について

- 1 本省及び地方農政局等の消費者相談窓口を通じて消費者へ冷静な対応を呼びかけるとともに、関係団体を通じて、食品小売業者等から消費者に正確な情報を提供することを要請する。
- 2 関係団体を通じて、食品製造業者、食品卸業者及び食品小売業者に対して、事案に関する正確な情報を迅速かつ継続的に連絡する。
- 3 関係団体を通じて、食品製造業者及び食品卸業者に物資の早期出荷等安

定的な供給を要請するとともに、食品小売業者に対して、売り惜しみの防止及び便乗値上げの発生抑制の要請を実施する。

**回答：経済産業省**

「日本国内でも国民が、スーパーや薬局に押し寄せ、マスクはあっという間に品切れとなった。さらに、米、缶詰、ミネラルウォーター、トイレットペーパー、石けん、消毒薬、手袋、うがい薬などの買い占めが始まった。」

という状況を踏まえて、

衛生関連物資を所管する関係事業者団体等に対して、在庫の供出及び増産体制の整備による物資の安定供給を依頼する文書を発出した。

小売業を所掌する業界団体等に対して、衛生関連物資等のメーカーへの迅速な発注及び消費者への安定供給への協力を依頼する旨の文書を発出した。

国民のみならず事業者による買い占めが発生していないか実態の把握を開始した。また、「生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置法」に関し、今後の対応について関係省庁と協議を開始した。

また、海外において新型インフルエンザ症状の発生国が拡大していることから、(発生各国のエネルギー供給における重要度に応じて)エネルギー需給への影響等について情報収集を強化した。

**回答：国土交通省**

「A氏から分離されたウイルスはH5(N型不明)であることが判明した。」

「内閣官房は、関係省庁対策会議を緊急招集。」

という状況を踏まえて、

・内閣官房からの第1報を受けて、省内、地方支分部局、関係事業者等へ情報提供するとともに関係部局連絡会合(課長級)を拡大して情報交換を実施する。

・関係省庁対策会議に参加し情報収集を行う。

・国土交通省新型インフルエンザ対策本部を設置し、情報の共有と職員の感染対策の徹底、地方支分部局及び関係事業者等への情報提供等を決定する。

・関係事業者等に対して、情報提供、注意喚起を行うとともに、必要に応じて、厚生労働省の指示に従い適切な対応を行うよう要請する。

**回答：海上保安庁**

・シナリオに係る関連情報の本庁及び全管区への周知

・本庁及び全管区において、エックス国、ワイ国に加えアール国寄港船舶についての動静留意の周知

**回答：防衛省**

新型インフルエンザ対応総合訓練まとめ  
(平成19年2月5日)

引き続き、情報収集を続け、正確な情報の入手に努める。

## 【個別課題】

### シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省

1. 国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

#### 回答：厚生労働省

徳島県よりA氏から分離されたウイルスがH5であることについて確認された時点で、徳島県と時期を合わせ迅速に次の内容について記者発表を行う。

- 1) 新型インフルエンザ疑似症患者発生の公表
- 2) 発生地情報(居住地である徳島県、勤務地がある香川県)
- 3) 現在のA氏の健康状況、及び患者の入院状況
- 4) 発症前日(2月17日)以降、他者への感染性を保持している可能性があるが、接触者は家族、医療関係者、近所の人に限られていること、また、それ以前の接触者については感染の可能性は低いことから、安心するよう国民に呼びかける。
- 5) 徳島県における現在及び今後の対応(疫学調査の実施及び予防内服の実施)
- 6) 厚生労働省における現在及び今後の対応(専門家の派遣等)
- 7) 当該時点で得られている新型インフルエンザに関する情報

### シナリオ 個別課題2 対象：厚生労働省

2. 抗ウイルス薬の予防投与を実施する範囲と小児への投与の可否及び投与期間について、具体的に記載せよ。

#### 回答：厚生労働省

抗ウイルス薬(タミフル)の予防投与について、以下回答する。

徳島県は、以下の対象者に対し感染拡大を抑制するために予防投与を行う旨を伝える。予防投与については、必ずしも薬事法で承認を得られていない場合も含まれており、本人又は保護者にはその旨を十分に情報提供し、本人の同意を得た上で行う。

家族・施設内予防投与の実施

A氏の家族(妻、長女、長男)に対する投与を行う。なお、施設内予防投与として、A氏が所属する会社の職員が対象となるが、A氏が入社した、発症前日(17日)は休日であり、出勤していた職員は3人のみであったため、施設(会社)内予防投与は今回行わない方針とする。

なお、長女（小学校1年生）、長男（3歳保育園）に対しては、保護者であるA氏と妻の同意を得た上で、抗ウイルス薬の投与を行う。

**接触者予防投与の実施**

17日に会社で接触した同僚3人、近所でA氏と対面で会話しただけの者に対する投与を行う。

**投与期間について**

成人については、75mg/日を10日間投与

小児については、2mg/kg/日を10日間投与  
(1日投与量最高75mgまで)

**シナリオ 個別課題3 対象：文部科学省**

A氏子女の通う学校の対応につて、指示すべき事項があれば内容と方法を具体的に記載せよ。

**回答：文部科学省**

文部科学省は、A氏の子の通う学校の対応について、徳島県教育委員会に対して、以下の要請を行う。

厚生労働省より、「A氏は2月18日(日)発症であり、その感染力は前日(土曜日)からあるものと思われる。A氏の子に関しては、土日で学校には通っておらず、月曜日は健康観察で登校していないため、仮に感染しているとしても、感染力を持つ状態で登校したとは考えづらい。」と示された見解を当該市町村教育委員会及び当該学校に正しく伝えること。

今後は、ウイルスの感染力、他の発症状況等の情報に関し保健担当部局と密に連携をとること。

**シナリオ 個別課題4 対象：徳島県**

1. 県民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

1 県民に対する情報提供のタイミング

A氏から分離されたウイルスがH5型であるとの判明を受けてできるだけ早い段階で、厚生労働省と時期を合わせて発表

2 内容

厚生労働省と調整の上

- ・徳島県北島町に住む40歳男性からインフルエンザウイルスH5型を検出

- 検体を国立感染症研究所に送付し、新型インフルエンザであるかどうかの確定を行う予定であること
- ・現在のところ、接触者は限定的で関係者の健康調査を行っていること

**シナリオ 個別課題5 対象：徳島県**

2．県民の行動制限（集会の自粛、外出の自粛等）について、要請すべきことがあれば内容とその方法を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

要請すべき内容

- ・男性の接触者は限定されており、現在のところ感染拡大の事実はないこと
- ・不要不急の集会の自粛

要請の方法

ホームページ、マスコミへの資料提供

**シナリオ 個別課題6 対象：徳島県**

3．消毒の必要性とその範囲を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

A 氏の家庭内 不要

A 氏の乗った車 不要

A 氏の職場 不要

A 氏が訪問した S 氏宅 不要

A 氏を搬送した救急車：搬送完了後に次亜塩素酸ナトリウムで清拭

A 氏が受診した医療機関（外来・病棟他）

分泌物などで汚染された環境は直ちに清掃し、床などは、埃を巻き上げない方法で除塵清掃を行なう。また、必要に応じて汚染箇所の清拭消毒を次亜塩素酸ナトリウム又はアルコールで行う。

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
2月20日	<p>【国内】</p> <p>昼過ぎに国立感染症研究所に検体が到着し検査を開始した。 厚生労働省は徳島県からの要請に基づき国立感染症研究所の疫学専門家を徳島県に派遣した。 深夜になって国立感染症研究所の検査の結果、当該ウイルスが新型インフルエンザウイルス(H5N1)であることが確定された。</p>
2月21日	<p>【国内】</p> <p>厚生労働省及び徳島県は記者発表を実施して、行動計画におけるフェーズ5Bになったことを宣言した。これに伴い行動計画に基づく必要な措置が各省により講じられるとともに、強化サーベイランスを行うことが告げられた。 新型インフルエンザウイルスに対するワクチンの開発は既にエックス国で分離された株をもとに開始しているが、使用できるまでにはまだ半年以上の期間がかかること、プレパンデミックワクチンについては製剤化、安全性等の確認及び接種対象者の選定等を行っているため、直ちに接種開始できないことを報告した。 なお、A氏から分離されたウイルスについてはさらに解析を進めることが報告された。 厚生労働省は、直ちに内閣官房に情報提供を行い、これを踏まえ内閣官房は鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を緊急招集し、発生の状況及び各省の対応について確認した。 厚生労働省から徳島県に対し、県内における不要不急の集会の自粛の要請をかけることとした。</p>

【付随する出来事】

- ・ 会見場では、患者はどこの誰なのか、感染が広がっていないのか、子女の通う学校及び保育園は閉鎖すべきではないか、地域を封鎖すべきではないか、プレパンデミックワクチンは何故まだ接種体制が整わないのか、新型インフ

ルエンザに効果があるのかなどの問い合わせが殺到した。

- ・ 国内での発生を受けて、大手企業による抗ウイルス薬の購入がなされ、流通量が激減した。このため、医療機関から地方自治体へ、地方自治体から厚生労働省へ、備蓄の抗ウイルス薬の放出のタイミングの問い合わせが相次いだ。
- ・ 指定感染症医療機関や救急隊など、患者に直接接触する可能性の高い医療関係者は、プレパンデミックワクチンの早期接種開始を求めた。
- ・ 県立中央病院には報道機関が殺到し、入院患者などの不安が増大した。また、周辺住民にも不安が拡がり始めた。
- ・ A氏の周辺住民の間にも不安が拡がり、徳島保健所の相談窓口にはマスクをどこで購入できるのか、抗ウイルス薬はどこでもらえるのか、A氏と会話したが感染していないか、A氏の娘と同じ学校に子供が通っているが大丈夫か等の問い合わせが殺到した。

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

1. フェーズ5Bの宣言を受けて対応すべき措置等があれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

官邸連絡室にて、情報収集を継続する。

#### 回答：警察庁

各都道府県警察に対して、

- ・ 国内外における状況の伝達
- ・ 関連情報の収集
- ・ 防護服等の各種装備資器材の再点検と整備
- ・ 各種業務に際しての感染予防

等について指示。

徳島県警察及び近隣県の警察に対して、抗インフルエンザ薬の備蓄状況の再確認及び必要量の確保並びに感染防止対策の再徹底。

徳島県警察に対して、発症者と濃厚接触した職員及び濃厚接触が予想される職員に対する、抗インフルエンザ薬の予防投与を指示。

#### 回答：総務省

新型インフルエンザに関する情報（国内の発生状況、予防のための留意事項等）について、関係部局を通じ、関係団体等に対して情報提供するとともに、以下の事項について要請した。また、職員に対しても同様に以下の事項を周知した。

- ・ 緊急性の低い会議や研修等の開催を自粛すること
- ・ マスクの着用、うがい、手洗いの励行
- ・ インフルエンザ様症状がある場合には出勤しないこと

#### 回答：金融庁

徳島県に本支店を有する金融機関等に対し、業務継続計画等に基づく対応策の強化を指示。

庁内に対策本部を設置。

#### 回答：消防庁

各都道府県を通じ各消防本部に対し、フェーズ4宣言時の通知を再周知するとともに、消防・救急機能の維持のため、職員の健康管理について、以下を指導。また、消防庁職員に対しても同様の指導を行う。

手洗い、うがいの励行。

個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めること。

38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと。

緊急性・重要性の低い会議・研修等の延期に努めること。

公共交通機関の利用を可能な限り避けること。

### 回答：法務省

#### 1 法務省全省における対応

法務省対策本部からの指示に基づき、地方入国管理官署に対し、次の措置をとった。

厚生労働省によるフェーズ5Bの宣言を通知

#### 2 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項

法務省対策本部からの指示に基づき、JITCO、入管協会及び日本語教育振興会に対し、次の措置をとった。

厚生労働省によるフェーズ5Bの宣言を通知

### 回答：財務省

フェーズ5Bの宣言を受けて、関西空港税関支署には検疫機関との連携強化を徹底するよう指示。

引き続き、関西空港税関支署及び香川県、徳島県の関係機関に情報提供を的確に行う。

### 回答：文部科学省

課題 の対応に加え、以下の事項について取り組む。

なお、発生国（ワイ国、アール国等）が拡大したそれぞれの段階で、課題 の対応における「エックス国」を「発生国」と置き換えた措置を随時行う。

#### (1) 学校関係者等への迅速かつ正確な情報提供

徳島県での新型インフルエンザの発生状況や予防のために必要な留意事項などについて、ファックス、Eメールやホームページ等を用いて速やかに情報提供

#### (2) 徳島県内でのイベント開催の見直しと関係団体への周知

文部科学省主催の徳島県内のイベントについて、延期又は中止を検討

徳島県の教育委員会等に対しても、不要不急の活動を見直すよう要請

(3) 教育委員会や私立学校担当の知事部局、大学等への要請

教育委員会等に対して、次のような対応を要請

- ・パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導
- ・保護者に対して、その児童生徒等及び家族の健康状態に特に留意するよう指導
- ・予防のための留意事項（人込みを避けるとともに外出の際にはマスク（又はマスクに類するもの）の着用、うがいと手洗いの励行等）が徹底されるよう指導
- ・新型インフルエンザが発生した場合に備え、教育委員会等が国及び地方公共団体の保健部局等からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等を行っておくこと
- ・新型インフルエンザ患者及び擬似症患者（以下「患者等」）が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、国及び地方公共団体の感染症法に基づく要請に対して速やかに協力すること
- ・患者等が発生した場合に、出席停止等の措置を講じるよう指導
- ・患者等が発生した場合に、学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じることについて、ただちに検討し、適切に対処すること
- ・児童生徒の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること
- ・学校の全部又は一部の臨時休業の措置を講じる場合には、その範囲や期間等についてウイルスの感染力や疾患の症状など様々な情報を総合的に判断する必要があるため、国及び地方公共団体から発表される情報に十分留意すること

(4) 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示

厚生労働省からの要請があれば、文科省所管の関係研究機関に対して、WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等と、ウイルス株の同定・解析について協力するよう指示

(5) 日本人学校等への要請

日本人学校等に対し、以下の情報をただちに送付、それらの情報を参考として、児童生徒等に対し適切な指導を行うよう要請

- ・国内（徳島県）の発生状況、周辺地域で被害が発生した場合の対応
- ・日本人学校が発生国から受け入れる児童生徒が、風評等により不当な扱いを受けることがないように、正しい情報に基づいた冷静な対応を行うこと

### 回答：厚生労働省

内閣官房における関係省庁対策本部と連携しながら、パンデミックに向けた体制を早急に確認する。

徳島県における発生情報についてWHOへ通報する。

発生地域からの入国者に対する検疫を強化するよう、関係機関に周知する。

徳島県に対し、必要に応じて疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。

徳島県に対し、発熱外来の設置を依頼し、発熱を有する者は発熱外来を受診するよう住民に周知する。なお、他都道府県に関しては、国外の流行状況や国民の反応、医療機関の対応を把握し、必要に応じて発熱外来の設置を依頼する。

徳島県を通じて、県民に対しマスクの着用や不要不急の外出の自粛等の感染予防対策を周知する。

### 回答：経済産業省

2月21日、厚生労働省のフェーズ5Bの宣言を受けて、経済産業省は直ちに新型インフルエンザ対策本部会議を開催した。

電力・ガス等のライフライン関係事業者、原子力事業者及び工業用水事業者等に対し、電力・ガス等の供給に支障がないよう、また、原子力の安全や工業用水の供給に支障が出ないよう、予防対策を含めて最大限努力するよう指示した。

特に患者の発生地である徳島県で事業を行っている関係事業者においては、感染予防に十分留意しながら、事業活動の維持を図るよう指示した。

徳島県における経済産業省が主催するイベント等について、延期・中止等の検討を開始するとともに、関係事業者団体等に対して、不要不急の大規模集会や活動等の自粛等を要請した。

経済産業省職員に対して、咳エチケットを徹底すること、不要不急の外出を自粛し、外出せざるを得ない場合でも人混みを避けること等の指示を行った。

### 回答：国土交通省

(2月21日)

- ・関係省庁対策会議に参加し、情報収集を行う。
- ・実施された対応策等の現状を地方支分部局および関係事業者等に周知する。

### 回答：海上保安庁

- ・シナリオに係る関連情報の本庁及び全管区への周知

### 回答：防衛省

当省としては、今回の宣言を受け、引き続き正確な情報の収集、隊員に対する健康管理上の注意喚起、初動態勢や感染防止のための装備の再確認を行う。

## シナリオ 全体課題2 対象：全省庁

2．付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

### 回答：消防庁

「指定感染症医療機関や救急隊など、患者に直接接触する可能性の高い医療関係者は、プレパンデミックワクチンの早期接種開始を求めた。」

という状況を踏まえて、

各都道府県を通じ各消防本部に対し、プレパンデミックワクチンについて、以下を周知。

現在、厚生労働省により製剤化、安全性等の確認及び接種対象者の選定等が行われているため、ワクチン接種は直ちに行えないこと。

プレパンデミックワクチンが出荷されるまでの間、患者に直接接触する可能性の高い医療従事者、疫学調査員、救急隊員等のうち、感染の暴露を受けたと考えられる者については、同意を得た上で抗インフルエンザ薬の予防投与が行われること。

プレパンデミックワクチンの出荷が開始され次第、徳島県の医療従事者、疫学調査員、救急隊員等、直接患者に接する可能性の高い職種群へ優先的に配送されること。

### 回答：外務省（領事局）

1．世界各地の在外公館を通じて、本邦における新型インフルエンザの発生状況及び帰国に係る注意事項について、HP及びメールサービス等により在留邦人等に情報提供した。また、海外における感染拡大状況について、海外安全ホームページを通じて周知した。

2．WHOから引き続き関連情報を収集。

### 回答：厚生労働省

「指定感染症医療機関や救急隊など、患者に直接接触する可能性の高い医療関係者は、プレパンデミックワクチンの早期接種開始を求めた。」

という状況を踏まえて、

厚生労働省はプレパンデミックワクチンについて、製剤化、安全性等の確認及び接種対象者の選定等を行っているため、ワクチン接種が直ちに行えないこととあわせ、下記 について情報提供する。また、プレパンデミックワクチン

の製造状況、出荷予定についても、逐次情報提供する。

プレパンデミックワクチンが出荷されるまでの間、患者に直接接触する可能性の高い医療従事者、疫学調査員、救急隊員等向けに、マスクの装着等の感染防止策を指導する。感染の暴露を受けたと考えられる者については、同意を得た上で抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。

プレパンデミックワクチンの出荷が可能になり次第、徳島県の医療従事者、疫学調査員、救急隊員等、患者への対応にあたる職種・職務従事者のうち、直接患者に接する可能性の高い者へ優先的な接種を行うために必要なワクチンを配送する。

## 【個別課題】

### シナリオ 個別課題1 対象：内閣官房

国内での患者発生を受け、政府としての対応を具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房

フェーズ4の段階で設置された新型インフルエンザ対策本部において、政府一体となって対策をとれるよう各省庁に対し指示するとともに、発生自治体に対する支援も指示した。

また、混乱を防ぐため、メディアや官邸HP等を通じて冷静に対応するよう国民に対し、正確な情報を提供した。

### シナリオ 個別課題2 対象：厚生労働省

1. 国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

#### 回答：厚生労働省

徳島県よりA氏から分離されたウイルスがH5N1であることについて確認された時点で、徳島県と時期を合わせ次の内容について記者発表を行う。

- 1) フェーズ5Bの宣言
- 2) 新型インフルエンザ患者発生の公表
- 3) 発生地情報(徳島県 市)
- 4) 現在のA氏の健康状況、及び患者の入院状況
- 5) 発症前日(2月17日)以降、他者への感染性を保持している可能性があるが、接触者は家族、医療関係者、近所の人に限られていること、また、それ以前の接触者については感染の可能性は低いことから、安心するよう国民に呼びかける。
- 6) 徳島県における現在及び今後の対応(疫学調査の実施及び予防内服の実施、県内の不要不急の集会の自粛要請等)
- 7) 厚生労働省における現在及び今後の対応(香川県への疫学調査の実施要請等)
- 8) 当該時点で得られている新型インフルエンザに関する情報

記者発表については、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。

また、厚生労働省ホームページを通じて、現在の発生状況、新型インフルエンザについて得られている最新の情報について周知を図る。

**シナリオ 個別課題3 対象：厚生労働省**

2. 備蓄している抗ウイルス薬の放出のタイミングとその方法等を具体的に記載せよ。

**回答：厚生労働省**

国においては、各都道府県に対し、

- ・都道府県は、医療機関ごとの感染症法に基づいた届け出患者数と各医療機関のタミフルの使用状況に関する情報の収集を強化し、特定の医療機関によるタミフルの買い占めが発生しないよう監視するとともに、
- ・タミフルを買い占める医療機関を把握した場合、厳重に指導し、悪質と判断される場合には、当該医療機関名を公表する

等の対応を講ずるよう指導、助言する。

国の備蓄薬の放出については、

- ・まずは、都道府県において流通用タミフルの在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄用タミフルを、放出するとともに、備蓄薬の在庫量、使用量を経時的に国に報告すること。

その上で、国は、全国の患者の発生状況や都道府県の備蓄用タミフルの使用状況を勘案し、タミフルが不足することが見込まれる場合には、備蓄薬の放出を行うこと。

**シナリオ 個別課題4 対象：徳島県**

1．県民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

情報提供のタイミング

厚生労働省と時間を合わせる。

内容

- ・日本ではじめて新型インフルエンザ患者が発生したこと
- ・行動計画におけるフェーズは5 Bとなったこと
- ・徳島県では家庭・施設内予防投薬作戦及び接触者予防投薬作戦を実施すること
- ・強化サーベイランスを実施すること
- ・感染予防対策の徹底の呼びかけていること

**シナリオ 個別課題5 対象：徳島県**

2．県立中央病院の医療スタッフ及び救急隊員への抗ウイルス薬の処方について実施するかどうか記載せよ。

**回答：徳島県**

抗ウイルス薬の予防投与については、十分な感染防護策をとることなく、患者に濃厚接触し曝露した場合に実施する。

**シナリオ 個別課題6 対象：徳島県**

3．増える問い合わせに対して、対応を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

住民向けに県のホームページや広報媒体を活用し、正しい情報の提供、周知に努める。

また、コールセンターの設置を検討するとともに、保健所、健康増進課の電話相談窓口においては、自動音声による電話回答を行う。

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
2月22日	<p>【国内】</p> <p>徳島県(県立中央病院関係者も列席)、厚生労働省、国立感染症研究所によるビデオ会議を実施。これまでの情報を整理するとともに、調査で確認された接触者については、自宅待機を依頼し、抗ウイルス薬の予防投与を行っており、早期封じ込め作戦が成功していることを確認。</p>
2月27日	<p>【国内】</p> <p>残念ながらA氏は治療の甲斐なく亡くなった。</p> <p>徳島県からA氏が亡くなった旨の報告を受け、厚生労働省結核感染症課は記者発表を行ない、強化サーベイランスを実施し、早期発見に努めていることを繰り返した。また、接触者に抗ウイルス薬の予防投与を行っており、A氏との接触者全員について、これまでのところ感染が疑われる者は認められておらず、引き続き健康観察が継続されている旨をお知らせした。</p>
2月28日	<p>【海外】</p> <p>WHOの報告によると、新型インフルエンザは既に15カ国において発生が確認されておりプレパンデミックワクチンが有効である可能性が高いことが明らかとなった。また、簡易検査として迅速診断キットが有効であることも示唆された。</p> <p>一方で、発生国からの帰国者については1日数万人にのぼることから、国内で次の患者が見つかるのは時間の問題だった。</p> <p>【国内】</p> <p>折しも従来型のインフルエンザの流行シーズンであることから、県立中央病院にはインフルエンザ様の症状を示す患者が押し寄せており、発熱外来を24時間態勢で運用することとなった。</p>

【付随する出来事】

- 2月27日
- ・ A氏自宅には多くの報道陣が駆けつけた。

## 新型インフルエンザ対応総合訓練まとめ (平成19年2月5日)

- ・ A氏の住居の周辺住民や子女の通っている学校、保育園の父兄の間では不安が拡大し、子供への抗ウイルス薬の投与を求めた。
- ・ マスクなどの品薄状態は続いており、発生国からの帰国者を強制隔離すべき、国境を封鎖すべき等の声が上がった。
- ・ テレビでは評論家が、第2例目、3例目が見つかるのは時間の問題であると話していた。
- ・ 徳島県保健環境センターでは連日届く検体の検査に追われていた。

2月28日

- ・ 多くの医療機関で診断キットが多用されており、在庫の不足が予想された。
- ・ 徳島県保健所には多くの相談が寄せられていた。
- ・ 発熱者からの救急車の要請が後を絶たなかった。対応する救急隊員は全て個人感染防護具（PPE）を装着して対応に当たった。

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

対象：全省庁

付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

官邸連絡室にて、情報収集を継続する。

#### 回答：警察庁

「テレビでは評論家が、第2例目、3例目が見つかるのは時間の問題であると話していた。」

という状況を踏まえて、

各都道府県警察に対して、関連情報の収集と報告を指示。

#### 回答：消防庁

「発熱者からの救急車の要請が後を絶たなかった。対応する救急隊は全てPPEを装着して対応に当たった。」

という状況を踏まえて、

各都道府県を通じて各消防本部に対し、不要不急の救急要請の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の普及啓発を行い、救急車の適正利用を推進するよう依頼。

#### 回答：法務省

「付随する出来事にある状況等」全体を踏まえて、

##### 1 法務省全省における対応

(1) 法務省対策本部は、地方入国管理官署に所属する全職員へのプレパネミックワクチンの接種開始を改めて厚生労働省に要請

(2) 法務省対策本部からの指示に基づき、地方入国管理官署に対し、次の措置をとった。

WHOが発表した、感染が確認された15か国における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生を通知

(3) 退去強制手続の実施について、地方入国管理官署に対し次の措置をとった。

被収容者が収容前にWHOが発表した15か国に滞在し、いまだ潜伏期間を経過していない場合は、他の被収容者と区画又は居室を別にして収容し、健康状態に留意するとともに、検温を実施(入所後潜伏期間中は毎日実施。)するよう指示

さらに、当該被収容者について、潜伏期間中は身柄の移動を行わないよう指示  
また、同15か国への送還は停止するよう指示

#### 2 自治体・所管団体・事業者団体等に指示又は情報提供する事項

法務省対策本部からの指示に基づき、JITCO、入管協会及び日本語教育振興会に対し、次の措置をとった。

WHOが発表した、感染が確認された15か国における鳥インフルエンザ(ヒト-ヒト)の発生を通知

#### 回答：外務省(領事局)

1. WHOの報告に基づき15か国に所在する我が方在外公館に対し、査証申請時における申請者の健康状態質問票及び非感染証明書の徴収を指示するとともに、二次感染防止の観点から査証申請は代理申請のみに限定するよう指示した。また、査証申請方法の変更に係わる広報を指示した。

2. 世界各地の在外公館を通じて、本邦における新型インフルエンザの発生状況及び帰国に係る注意事項について、HP及びメールサービス等により在留邦人等に情報提供した。また、海外における感染拡大状況について、海外安全ホームページを通じて周知した。

3. WHOから引き続き関連情報を収集。

#### 回答：財務省

フェーズ5Bの宣言を受けて、関西空港税関支署には検疫機関との連携強化を徹底するよう指示。(シナリオ4から継続)

引き続き、関西空港税関支署及び香川県、徳島県の関係機関に情報提供を的確に行う。(シナリオ4から継続)

各地域において保健所との連絡を密にし、適切に対応する。(シナリオ4から継続)

#### 回答：厚生労働省

「多くの医療機関で診断キットが多用されており、在庫の不足が予想された。」  
という状況を踏まえて、

以下の対応を実施。

- 1 メーカー及び卸売業者から在庫状況を聴取し、国内の流通在庫を把握。
- 2 メーカー及び卸売業者に対し、在庫不足の地域へ安定供給が行われるよう、流通在庫の調整を要請。
- 3 メーカーに対し、緊急の増産体制に入るよう要請。

**回答：海上保安庁**

シナリオ に係る関連情報の本庁及び全管区への周知

**回答：防衛省**

引き続き、情報収集を続け、正確な情報の入手に努める。

**【個別課題】**

**シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省**

国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：厚生労働省**

引き続き、記者発表については、毎日複数回定時に定例記者発表を実施する。シナリオ の記者発表内容に加え、特に、次の事項を中心に現在厚生労働省として対応を行っている対策について、国民との情報共有を図る。

- ・ 検疫体制の強化
- ・ 徳島県以外の患者の発生状況の有無 等

国民に対し、記者発表時、また厚生労働省ホームページを通じ、うがい・手洗いの励行等感染予防対策に努めるよう呼びかけを強く行う。

徳島県よりA氏が死亡した報告を受けた時点で、徳島県と時期を合わせ次の内容について記者発表を行う。

- 1) A氏死亡に関する情報
- 2) A氏の臨床症状に関する情報

従来型のインフルエンザ流行シーズンであることに鑑み、発熱外来の仕組みの周知を行う。

**シナリオ 個別課題2 対象：徳島県**

1．県民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

- 1 情報提供のタイミング  
A氏死亡後、厚生労働省に報告し、できるだけ早い時期に厚生労働省と合わせて発表
- 2 内容
  - ・国内初の新型インフルエンザ患者となった男性が死亡したこと
  - ・男性と接触のあった全員についてこれまでのところ感染が疑われる者はいないこと
  - ・引き続き接触者の健康観察が続けられていること

**シナリオ 個別課題3 対象：徳島県**

2．A氏の遺体を扱う際の注意事項について、誰にどのような内容を伝えるべきか具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

遺体の移送、火葬作業に従事する病院、火葬場の職員に対し、家族の同意を得て、速やかに遺体を非透過性の納体袋に収容すること、遺体からの感染を防ぐための防護具を装着するよう伝える。

なお、遺族に対し、遺体に触れる場合は、手袋その他の防護具を着用すべきことを伝える。

**シナリオ 個別課題4 対象：徳島県**

3．保健環境センターにおける検査の許容量と、許容量を超えた検体への対応について、具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

検査の許容量としては、1日最大100件の検体処理まで可能。

許容量を超えた検体への対応としては、四国又は近畿各府県との相互応援、協力協定に基づき、当該関係府県に対して応援を要請する。

**シナリオ 個別課題5 対象：徳島県**

4．救急隊の備蓄しているPPEで何名までの搬送が可能か、また、発熱者を搬送した救急車の消毒等の方法について記載せよ。

**回答：徳島県**

県内12消防本部が備蓄しているPPEの数量は、県下全体で650程度である。

救急隊は3名で編成することから、単純に215部隊で着装できる状況である。なお、救急車の県内の保有台数は47台である。

**シナリオ 個別課題6 対象：徳島県**

5．発熱外来は何カ所に設置するのか、また、発熱外来において問診、検査及び治療方法を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

発熱外来は、状況に応じ、入院対応医療機関5箇所及び追加対応医療機関11箇所の計16箇所に設置する。

そこでは、要観察例を選別するための問診と検査を行う。

治療については、迅速診断キットで陽性の場合、抗インフルエンザウイルス薬を投与するとともに、症状・診断に応じた治療を行う。

また、要観察例については、本人の同意を得た上で入院とする。

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
2月28日	<p><b>【国内】</b></p> <p>徳島保健所には、県立中央病院の医師より、5日前にエックス国より帰国した35歳主婦（B氏）が40度近い発熱と急性の呼吸器症状を呈して発熱外来に受診しており、急ぎ県保健環境センターにおいて患者検体の検査を行って欲しい旨の要請があった。</p> <p>徳島県保健所職員は県立中央病院に検体を受け取り、保健環境センターに検体を搬入した。</p> <p>徳島県は厚生労働省結核感染症課に対し、A氏を発端とした感染の拡大は認められなかった一方で、県立中央病院を受診したB氏でインフルエンザ(H5N1)の感染が疑われている旨を報告。</p> <p>徳島保健所は任意でB氏の疫学調査を開始した。</p> <p>徳島県保健環境センターの検査によりB氏はインフルエンザウイルスH5（N亜型は不明）に感染していたことが判明した。引き続きN亜型を確定するため、明日朝の便で国立感染症研究所に検体を搬送することとした。</p>
3月1日	<p><b>【国内】</b></p> <p>厚生労働省は、内閣官房に情報提供を行い、これを踏まえ内閣官房は鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を緊急招集し、発生の状況及び各省の対応について確認した。</p> <p>国立感染症研究所に検体が到着し検査を開始した。</p> <p>厚生労働省はB氏が高知に法事に行っていたとの徳島県の疫学調査の結果報告を受け、高知県に対し関係する疫学調査の実施を指示した。徳島県及び高知県では、疫学調査の結果を元に、B氏家族及び法事に同席していたB氏親族、接触のあった医療関係者に対し、健康調査を実施するとともに抗ウイルス薬の予防投与を開始し、まん延防止のため必要な事項を要請した。</p> <p>また、B氏は発症した後に公共交通機関（列車及びバス）を利用しており、不特定多数との接触があったことが確認されたことから、厚生労働省に報告をし、利用者への呼びかけを依頼し</p>

	た。
--	----

【付随する出来事】

- ・ 一部企業によるマスク、消毒薬、うがい薬などの組織的な買い占めにより、一層の品薄状態となった。
- ・ 小口の薬局では商品が手に入らない状況となり、国あるいは地方自治体には家庭で備蓄する食料やマスク等を購入できない市民から苦情電話が殺到した。
- ・ 一部の企業では体調不良者の自宅待機を徹底し、入社時に体温確認を義務づけた。
- ・ H5亜型の確定を待たずに、2例目が出たらしいとの情報が報道機関を駆けめぐり、県庁に報道機関からの問い合わせが殺到した。

【徳島県によるB氏の疫学調査から分かった情報】

- ・ 2月23日にエックス国の出張から日本(関西空港)に帰国。その日のうちに徳島県にある自宅に帰宅。
- ・ 2月27日に隣県の高知県にある親類宅で法事があり、夫とともに列車とバスを利用して訪問。法事の手伝いをし、その日は親類宅に宿泊する予定が、体調の不良を感じて帰宅。帰宅後市販の風邪薬を飲んですぐに就寝。
- ・ 2月28日朝より発熱と発咳、全身の倦怠感を呈し、親類宅から帰宅した夫の運転する自家用車で県立中央病院に受診。帰国後10日間の健康監視下にあったが、本人はあまりに体調が悪化しており連絡できる状況になく、また夫はその必要性を認識していなかったことから、検疫所への連絡をすることなしに、直接県立中央病院発熱外来を訪れた。
- ・ 家族構成は、夫との二人暮らし。
- ・ A氏との接点はなく、独立した感染であることが推察される。

【高知県によるB氏の疫学調査から分かった情報】

- ・ 2月27日に高知県で行われた法事には計32名が参加。うち8名は小学生以下の子供。
- ・ 県内に居住していない12名を除く20名については健康調査の結果、体調に異常がないことを確認。引き続き10日間の健康監視を実施。

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

付随する出来事にある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

官邸連絡室にて、情報収集を継続する。

#### 回答：警察庁

「一部の企業では体調不良者の自宅待機を徹底し、入社時に体温測定を義務づけた。」

「H5亜型の確定を待たずに、2例目が出たらしいとの情報が報道機関を駆けめぐり、県庁に報道機関からの問い合わせが殺到した。」

といった状況を踏まえて、

各都道府県警察に対して、職員及び家族等に発熱等の症状が認められた場合には、早期に受診させるなど、健康管理の徹底を指示するとともに、全国での感染、対策の進捗状況等に関する情報について逐次提供。

#### 回答：法務省

「付随する出来事にある状況等」全体を踏まえて、

関西空港支局に対し、次の措置をとった。

B氏と接触した職員（及びその同居人）並びに当該職員と同じ勤務体制（審査班）に所属する職員（及びその同居人）に対し、医療機関に受診させるよう指示

#### 回答：外務省（領事局）

1．世界各地の在外公館を通じて、本邦における新型インフルエンザの発生状況及び帰国に係る注意事項について、HP及びメールサービス等により在留邦人等に情報提供した。また、海外における感染拡大状況について、海外安全ホームページを通じて周知した。

2．WHOから引き続き関連情報を収集。

### 回答：財務省

フェーズ5 Bの宣言を受けて、関西空港税関支署には検疫機関との連携強化を徹底するよう指示。(シナリオ5から継続)

引き続き、関西空港税関支署及び香川県、徳島県の関係機関に情報提供を的確に行う。(シナリオ5から継続)

また、B氏が新型インフルエンザに感染した情報を受けて、シナリオ2同様に高知県の関係機関に対しても注意喚起の情報提供を行う。

各地域において保健所との連絡を密にし、適切に対応する。(シナリオ5から継続)

### 回答：厚生労働省

「一部企業によるマスク、消毒薬、うがい薬などの組織的な買い占めにより、一層の品薄状態となった。」

という状況を踏まえて、

対象資材の安定供給の観点から、以下を実施。

- 1 メーカー及び販売業者から在庫状況を聴取し、国内の流通在庫を把握。
- 2 メーカー及び販売業者に対し、在庫不足の地域へ安定供給が行われるよう、流通在庫の調整を要請。
- 3 メーカーに対し、増産体制を図るよう要請。

### 回答：農林水産省

「小口の薬局では商品が手に入らない状況となり、国あるいは地方自治体には家庭で備蓄する食料やマスク等を購入できない市民から苦情電話が殺到した。」

という状況を踏まえて、

家庭で備蓄する食料に対する苦情電話について

- 1 本省及び地方農政局等の消費者相談窓口を通じて消費者へ冷静な対応を呼びかけるとともに、関係団体を通じて、食品小売業者等から消費者に正確な情報提供を要請。
- 2 関係団体を通じて、食品製造業者、食品卸業者及び食品小売業者に対して、事案に関する正確な情報を迅速かつ継続的に連絡。
- 3 関係団体を通じて、食品製造業者及び食品卸業者に物資の早期出荷等安定的な供給を要請するとともに、食品小売業者に対して、売り惜しみの防止及び便乗値上げの発生抑制の要請を実施。
- 4 米穀については、買受資格者(届出事業者等)からの買い受け申込みを踏まえて、政府備蓄米を供給。

それでもなお、米穀の供給が不足する場合には、食糧法第37条から第

40条までの規定に基づく緊急時における対応(届出事業者に対する命令、生産者に対する命令、割当て又は配給等)を検討。

**回答：経済産業省**

。「一部企業によるマスク、消毒薬、うがい薬などの組織的な買い占めにより、一層の品薄状態となった。」

「小口の薬局や小売店では商品が手に入らない状況となり、国あるいは地方自治体には家庭で備蓄する食糧やマスク等を購入できない市民から苦情電話が殺到した」

という状況を踏まえて、

所管する関係事業者団体等を通じて、品薄となった生活関連物資について、在庫や生産状況等の詳細な調査を開始した。

「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に関し、今後の対応方針について関係省庁と協議を開始した。

2月5日のフェーズ4宣言を受け、関係事業者団体等からの問い合わせに対応できる窓口を設置済み。

。「一部の企業では体調不良者の自宅待機を徹底し、入社時に体温確認を義務づけた。」

という状況を踏まえて、

関係事業者団体等及び関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対し「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を参考に、企業は従業員等への予防的措置の実施、事業運営体制について必要な対策を講じるよう周知した。

経済産業省職員に対して、新型インフルエンザ対応に必要な職員を除き、在宅勤務、時差出勤等の活用により、職員が感染予防を行いやすい環境の整備を図った。

**回答：国土交通省**

「内閣官房は関係省庁対策会議を緊急招集。」

「B氏は発症した後に公共交通機関(列車及びバス)を利用しており、不特定多数との接触があったことが確認された。」

といった状況を踏まえて、

・関係省庁対策会議に参加し、これまでの対応状況の報告と現状についての情報収集を行う。

・省内の新型インフルエンザ対策本部会合を開催して情報交換を行うとともに、

地方支分部局および関係事業者等への情報提供を行う。

**回答：海上保安庁**

シナリオ に係る関連情報の本庁及び全管区への周知

**回答：防衛省**

引き続き、情報収集を続け、正確な情報の入手に努める。

**【個別課題】**

**シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省**

B氏の感染疑いについて国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：厚生労働省**

エックス国から帰国したB氏について、新型インフルエンザ感染の可能性が高いと判断した(要観察例の)段階で、厚生労働省で記者発表を行う。なお、発表時期と内容については、徳島県と相談し同時に行うこととする(シナリオと同様)。

B氏の疫学調査についても、情報が入り次第記者発表を行う。

徳島県よりB氏から分離されたウイルスがH5であることについて確認された時点で、徳島県と時期を合わせ次の内容について記者発表を行う。

- 1) 新型インフルエンザ疑似症患者発生の公表
- 2) 発生地情報(徳島県 市)
- 3) 現在のB氏の健康状況、及び患者の入院状況
- 4) 徳島県における現在及び今後の対応(疫学調査の実施及び予防内服の実施)
- 5) A氏からの感染拡大が認められていない状況
- 6) 当該時点で得られている新型インフルエンザに関する情報

また、徳島県及び高知県における疫学調査の結果からB氏の帰国後の行動経路について、具体的日時と場所が特定できる場合には、当該情報を各県及び厚生労働省から発表し、当該場所に居合わせた場合には、最寄りの保健所に申し出るよう呼びかけを行う。

**シナリオ 個別課題2 対象：厚生労働省、経済産業省**

十分なマスク等がない状況下での個人感染防御や企業における対策について、周知すべき内容があれば、周知の方法及び内容を具体的に記載せよ。

**回答：厚生労働省**

個人感染防御について

マスク等の供給に関しては、市町村等に在宅患者を見回るために必要な程度の備蓄を勧めているが、増産体制などを随時適切に国民に周知する。

・ウェブサイト、マスコミ、市町村を通じて等、あらゆる手段で迅速に行う。

マスク以外の予防方法(手洗い・うがい等)の徹底や感染につながる行為の自粛(集会への参加、不要不急の外出等)を呼びかける。

感染者のいる地域に関しては、不要な大規模集会や興業施設等の活動自粛の要請を検討する。

企業対策について以下の内容を周知する

企業は従業員等へ予防的措置のために以下のことを啓発する。

- ・ 正確な情報提供に努め、パニックを起こさず、適切な判断・行動をとる。
- ・ 咳エチケット・手洗い・うがい等、マスク着用以外の対策を強化するとともに、健康状態の自己把握に努める。

企業活動の必要性を勘案しつつ、事業の縮小と、従業員の自宅待機の指導を検討する。特に在宅勤務の可能性に関して検討する。

なお、企業への周知にあたっては、経済産業省等と協力の上行う。

#### **回答：経済産業省**

厚生労働省に、十分なマスク等がない状況下での個人感染防御や企業における対策について照会し、所管する関係事業者団体等及び関係事業者団体等を通じて、その傘下の企業等に対して対策を行うよう周知した。

**シナリオ 個別課題3 対象：徳島県**

B氏の感染疑いについて、国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

1 情報提供のタイミング

B氏のインフルエンザウイルスH5確定後、できるだけ早い時間で厚生労働省と協議が整った時間。

2 内容

- ・新たに新型インフルエンザ疑い患者が発生したこと
- ・疫学調査を実施していること
- ・新型インフルエンザかどうかは国の検査結果を待っていること
- ・県民の感染予防策の徹底と集会等の自粛について

これは訓練です。  
実際のことではありません。

シナリオ	
日本時間	出来事
3月2日	<p>【国内】</p> <p>国立感染症研究所の検査の結果、B氏から分離されたウイルスが新型インフルエンザウイルス(H5N1)であることが確定された。</p> <p>厚生労働省及び徳島県では記者会見を実施し、疫学調査の結果、B氏が発症後に公共交通機関を利用しており、不特定多数との接触があったことを公表し、同じ交通機関に同じ時間に乗るなど不安な者は相談窓口にご相談するように呼びかけた。</p> <p>厚生労働省は、直ちに内閣官房に情報提供を行い、これを踏まえ内閣官房は鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を緊急招集し、発生の状況及び各省の対応について確認した。</p>
3月3日	<p>呼びかけにより、B氏と接触したかもしれないと相談窓口申し出る者が156人にのぼった。また、このうちの20名で発熱が確認され、それぞれ外来の協力医療機関で検体が採取された。</p> <p>発熱者の多くは病院への入院を希望したため、徳島県では入院対応医療機関の病室を使用することを決めた。</p>
3月6日	<p>発熱し入院している20名のうち2名で新型インフルエンザウイルス(H5N1)が分離された。</p>

## 訓練課題

これは訓練です。  
実際のことではありません。

### 【全体課題】

#### シナリオ 全体課題1 対象：全省庁

シナリオにある状況等を受けて、対応すべきことがあれば具体的に記載せよ。

#### 回答：内閣官房（安全保障・危機管理）

発熱者のうち2名から新型インフルエンザウイルスが分離されたことを受け、官邸連絡室を官邸対策室に改組し、情報の集約、関係省庁との連絡調整を集中的に行う。

#### 回答：警察庁

「B氏が発症後に公共交通機関を利用しており、不特定多数との接触があったことを公表した」

という状況を踏まえて、

各都道府県警察に対して、

- ・ 国内外における状況の伝達
- ・ 関連情報の収集
- ・ 防護服等の各種装備資器材の点検整備と補充
- ・ 職員・家族に対する感染防止策と異常の場合の早期受診の徹底
- ・ 発症者と濃厚接触した職員及び濃厚接触が予想される職員に対する、抗インフルエンザ薬等の予防投与の検討
- ・ 関係機関との連携強化等について指示。

#### 回答：総務省

「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の開催」を受けて、

新型インフルエンザに関する情報について、省内全部局及び関係団体等に対して情報の提供をした。

#### 回答：外務省（領事局）

1. 世界各地の在外公館を通じて、本邦における新型インフルエンザの発生状況及び帰国に係る注意事項について、HP及びメールサービス等により在留邦人等に情報提供した。また、海外における感染拡大状況について、海外安全ホームページを通じて周知した。

2. WHOから引き続き関連情報を収集。

**回答：財務省**

「B氏と接触した者から新型インフルエンザ発症が確認された事実」を受けて

フェーズ5Bの宣言を受けて、関西空港税関支署には検疫機関との連携強化を徹底するよう指示。(シナリオ5から継続)

引き続き、関西空港税関支署及び徳島県、香川県、高知県の関係機関に情報提供を的確に行う。(シナリオ5から継続)

各地域において保健所との連絡を密にし、適切に対応する。(シナリオ5から継続)

職員においては健康管理を徹底し、感染の防止に努める。

**回答：国土交通省**

「厚生労働省及び徳島県では記者会見を実施し、(中略)同じ交通機関に同じ時間に乗るなど不安な者は相談窓口にご相談するように呼びかけた。」

「内閣官房は、関係省庁対策会議を緊急招集。」

といった状況を踏まえて、

・関係省庁対策会議に参加し、これまでの対応状況の報告と現状についての情報収集を行う。

・省内連絡会合(課長級)を開催して情報交換を行う。

・B氏が利用した交通事業者に対して、厚生労働省及び徳島県から「相談窓口の周知」などの協力を求められた場合には、必要に応じ、適切に対応するよう要請する。

**回答：海上保安庁**

シナリオ に係る関連情報の本庁及び全管区への周知

**回答：防衛省**

引き続き、情報収集を続け、正確な情報の入手に努める。

**【個別課題】**

**シナリオ 個別課題1 対象：厚生労働省**

B氏に関する状況を受けて、国民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：厚生労働省**

引き続き記者発表については、毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。特に、それぞれの日には、以下の観点を含む。

3月2日には、患者に不特定多数との接触があったことが判明次第、その旨国民に周知し、不安のある者はまずは相談窓口へ相談するよう呼びかける。

3月3日には、呼びかけに対する、医療機関での対応状況を周知する。

3月4日には、新型インフルエンザ患者が新たに2名現れたことを(また、専門家の分析などから、これらの発症に疫学的関連性が認められる場合には、こうした情報を含め)国民へ周知する。

また、厚生労働省ホームページを頻回に更新し、患者の発生状況について最新の情報を公表するとともに、現時点で得られている、新型インフルエンザの特徴等に関する情報について国民との情報共有を図る。

さらに、個人レベルでの感染予防対策の強化について引き続き呼びかけを行う。

**シナリオ 個別課題2 対象：徳島県**

B氏に関する状況を受けて、県民に対する情報提供のタイミングと内容を具体的に記載せよ。

**回答：徳島県**

1 情報提供のタイミング

積極的疫学調査の内容を厚生労働省に報告するとともに、速やかに提供する。

2 内容

- ・ B氏の住所地市町村名
- ・ 感染の可能性がある範囲の情報（B氏が利用した列車、バス）
- ・ 接触可能性がある場合や不安がある場合の相談先

## 研修参加者アンケート集計

今回、徳島県における新型インフルエンザ対応総合訓練に研修参加した自治体担当者等に対して、訓練に関するアンケートを実施したところ、38名からアンケートが回収された。その概要は以下のとおり。

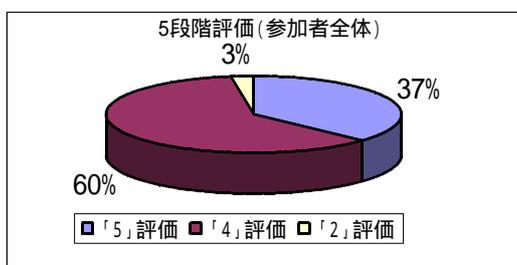
### 1. 訓練全体の評価

徳島県における訓練の総括的な評価を5段階で求めたところ、概ね良い評価結果となった。

アンケート全体数 38

「5」評価	14	37%
「4」評価	23	61%
「2」評価	1	3%

5段階評価で「5」「4」が98%

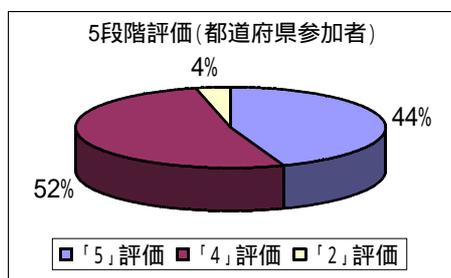


#### 参加者別 5段階評価

・都道府県参加者 27

「5」評価	12	44%
「4」評価	14	52%
「2」評価	1	4%

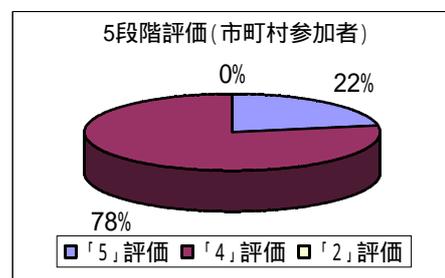
5段階評価で「5」「4」が96%



・市町村参加者 9

「5」評価	2	22%
「4」評価	7	78%
「2」評価	0	0%

5段階評価で「5」「4」が100%



### 2. 個別の意見・感想等

今回の訓練で参考になった点や改善すべき点等について記載を求めたところ、以下のような結果となった。

なお、記載内容の明確化等のため、一部文言を修正している。

## ( 1 ) 訓練全体について

### 良かった点、参考となった点

- ・ 知事の出番が多かった。
- ・ 災害対策本部の運営などに参考になった。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応等も危惧されており、このような訓練の重要性を感じた。
- ・ 訓練の必要性を感じた。
- ・ 知事の危機管理に向けた積極的な姿勢は大変素晴らしかった。
- ・ 厚労省、他県との連携、共同するための準備が必要と感じた。作成しているマニュアルを再検討したい。
- ・ 事前準備及び現場との連携がよくなされていたと感じた。
- ・ 報道機関との関係が密になって良いと感じた。
- ・ 危機意識を持続することは困難であるので訓練は必要であると感じた。
- ・ 知事の考え方が素晴らしい。
- ・ 県内の対応について具体的に知れて良かった。

### 悪かった点、改善・検討すべき点

- ・ 患者の接触者に要観察例が出る想定での対応訓練を見たかった。
- ・ 訓練というより報道に対するショーのようだった。最前列に報道関係者が多く実動訓練は何をしているのかよく理解できなかった。準備期間が短く大変であったであろうことは推察できた。
- ・ 発症者が出て以降のシナリオに事前に知らされていない部分を取り入れ、順次感染拡大するようなシナリオにしてほしい。

## ( 2 ) 新型インフルエンザ発生時の体制及び関係部局間での連携体制について

### 良かった点、参考となった点

- ・ 保健福祉部以外の関係部局の検討事項が確認できた。
- ・ 関係部局間での連携がとれていて良かった。
- ・ 関係部局間での情報の共有化、連携が重要と感じられた。
- ・ 各部局が対策に取り組んでおり、感心した。
- ・ 会議の進行について参考となった。
- ・ 全庁的に取り組んでおり良かった。
- ・ 知事のリーダーシップの重要性を感じた。
- ・ 危機管理部局が中心となった体制が既に構築されており、参考になった。

### 改善・検討すべき点

- ・ 実際は対策会議のために職員が資料を作成することになるが、その対応についても訓練した方がよい。
- ・ 情報提供体制についても具体的な対応を訓練に入れた方がよい。
- ・ 報道機関は本部の中に入らないのか。

#### その他

- ・ 中核市等では都道府県との連携とともに、市独自の体制づくりが必要と認識した。
- ・ 県庁内の連携以外で、市町村との連携は難しいと感じた。

### (3) 実動訓練について

#### 良かった点、参考となった点

- ・ 発熱外来のイメージが分かった。
- ・ 個人感染防護具や疫学調査等を実際見ることができた。
- ・ 調査員の感染予防対策と対象者の人権についての配慮すべき事項は参考になった。
- ・ 消防との連携がとれており良かった。
- ・ 病院の協力体制は立派だった。
- ・ 搬送訓練、疫学調査、予防投与、防護服の考え方、着脱の仕方の一連の流れが参考となった。
- ・ 疫学調査や医療機関の発熱外来の様子など、現場業務に則した部分も含まれ、大変よかった。

#### 改善・検討すべき点

- ・ 救急車を利用できるのかどうか。
- ・ 発熱外来での感染予防対策が十分かどうか。
- ・ 発熱外来での聞き取り内容が聞こえにくかった。
- ・ 患者の搬送でアイソレーターを使わなかったことや、発熱外来での対応者の感染防護対策が疑問だった。
- ・ 実動訓練中に解説か簡単な説明があれば、見ている人が何をしているのか理解できて良かった。
- ・ 患者搬送機関の判断（保健所か消防局か）、発熱外来の在り方（保健所紹介のみかオープンにするか）等の課題が多くあるのを感じた。
- ・ 動作に不慣れな点があるように感じた。実際の発生時は混乱が起きる気がした。
- ・ 搬送又は発熱外来といった際の対応する職員が非常に軽装であると感じた。
- ・ 消防の患者搬送者は防護服等の取扱いがよく分かっていないように見受けられた。
- ・ 疫学調査、予防投与の訓練は消防学校の講堂等で行ってほしかった。

- ・発熱外来の対応者が平服であった。マスクもN95にすべきではないか。
- ・発熱外来での患者の待機状況とその後の特殊車いすの使用のギャップが気になった。扱いを飛沫感染とするのか空気感染とするのか一貫すべき。
- ・疫学調査と発熱外来が途中で分断されたので両方見学できれば良かった。

#### その他

- ・研修参加者も訓練に参加するのかと思っていた。

#### ( 4 ) 訓練の運営について

##### 良かった点、参考となった点

- ・報道機関や参観者への配慮が行きとどいていた。
- ・訓練の合間に質問の時間もあり、具体的に聞けて分かりやすかった。
- ・短期間で設営等され感心した。
- ・参観するための運営づくりがよくされていた。

##### 悪かった点

- ・参観者を乗せたバスが病院から出られず、事前確認が不十分だった。
- ・報道機関が前へ出てきて見にくかった。

#### ( 5 ) その他

- ・知事が発せられた「非常事態宣言」の内容、意味などを知りたかった。
- ・伝達講習のために訓練全容のビデオを配布していただきたい。
- ・訓練の内容を後日まとめられたり、撮られた映像を分析されたりするのであれば、参考のためいただきたい。